

令和2年第1回滝川市議会定例会（第16日目）

令和 2年 3月18日（水）

午前 9時54分 開 議

午後 4時15分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 行政報告

日程第 3 議案第 1号 令和2年度滝川市一般会計予算

議案第 2号 令和2年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 令和2年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第 4号 令和2年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第 5号 令和2年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 6号 令和2年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算

議案第 7号 令和2年度滝川市下水道事業会計予算

議案第 8号 令和2年度滝川市病院事業会計予算

議案第14号 滝川市立病院看護師等修学資金貸付条例

議案第17号 滝川市税条例の一部を改正する条例

議案第18号 滝川市手数料条例及び滝川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

議案第19号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例

議案第20号 滝川市立保育所条例の一部を改正する条例

議案第22号 滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

議案第23号 滝川市泉町土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

議案第24号 滝川市立高等看護学院条例の一部を改正する条例

議案第25号 滝川市奨学金貸付条例を廃止する条例

議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について（航空科学センター）

議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（スポーツセンター等）

議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（石狩川河川敷パークゴルフ場）

日程第 4 議案第33号 令和元年度滝川市一般会計補正予算（第9号）

日程第 5 議案第34号 損害賠償額の決定について

日程第 6 議案第35号 滝川市新型コロナウイルス感染症等対策特別委員会の設置について

選任第 1号 滝川市新型コロナウイルス感染症等対策特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

日程第 7 報告第 1号 監査報告について

報告第 2号 例月現金出納検査報告について

日程第 8 意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する要望意見書

意見書案第2号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める要望
意見書

日程第 9 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員 (16名)

1番	三上裕久君	2番	堀重雄君
3番	木下八重子君	4番	山口清悦君
5番	山本正信君	6番	渡邊龍之君
7番	関藤龍也君	8番	寄谷猛男君
9番	佐々木和代君	10番	安楽良幸君
11番	本間保昭君	12番	田村勇君
13番	柴田文男君	14番	荒木文一君
15番	水口典一君	16番	東元勝己君

○欠席議員 (0名)

○説明員

市長	前田康吉君	副市長	千田史朗君
教育長	山崎猛君	監査委員	宮崎英彰君
会計管理者	田湯宏昌君	総務部長	中島純一君
総務部次長	長瀬文敬君	総務部次長	柳圭史君
市民生活部長	浦川学央君	保健福祉部長	国嶋隆雄君
産業振興部長	鎌田清孝君	産業振興部次長	阪本康雅君
建設部長	山崎智弘君	市立病院事務部長	椿真人君
教育部長	田中嘉樹君	教育部指導参事	廣瀬一仁君
監査事務局長	杉原慶紀君	総務課長	深村栄司君
企画課長	諏佐孝君	財政課長	堀之内孝則君

○本会議事務従事者

事務局長	竹谷和徳君	次長	菊田健二君
書記	村井理君	書記	池田茂喜君

◎開議宣告

○議 長 ただいまの出席議員数は、16名でございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議もマスク着用で進めさせていただきます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において東元議員、三上議員を指名いたします。

◎日程第2 行政報告

○議 長 日程第2、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。議長から発言の許可をいただきましたので、口頭で新型コロナウイルス感染症への対応等についてご報告を申し上げます。

この件につきましては、本定例会初日に報告させていただいたところであり、それから2週間以上が経過しておりますが、北海道内でも152例の感染者が確認されるなど、国内外を問わず依然として事態の収束が見通せない状況にあります。滝川市におきましては、前回の口頭報告の後、3月7日に北海道からさらに市内で感染者1名が確認されたとの発表がなされたところであり、一連の新型コロナウイルスへの対応に関して滝川市としても国や北海道からの要請等を受けて、今感染拡大をできる限り食い止めるためのできる措置として、市主催の会議やイベント等の中止や延期、公共施設等の一部稼働休止のほか、学校の休業措置を継続しているところです。なお、学校の休業措置を踏まえ、3月5日から学童保育を再開したほか、市内小中学校に関しては感染予防対策を徹底した上で、学年や学級ごとに登校する分散登校を3月11日から全校で実施しているところでもあります。ただし、卒業式につきましては、子供たちの健康、安全を第一に考え、学校規模によって保護者の参加を制限させていただくなどの措置を取らせていただいております。これらの措置につきましては、このような非常事態におけるやむを得ない措置ということで、市民の皆様のご理解とご協力を私から改めてお願いするところでもあります。

また、こうした状況を受け、滝川市交通指導員会からは交通安全啓発用の使い捨てマスクを、砂川市にごございます株式会社ホリ様からは自社で製造されているお菓子を学童保育の子供たちなどのためにとご寄贈いただきました。さらに、株式会社北斗商販様からは、市内保育所等で設置、活用してほしいとのことで次亜塩素酸空間除菌脱臭機をご寄贈いただきました。こうした善意に対しまして改めてお礼を申し上げます。

一方で、感染拡大抑制措置が長期化することで人々が買物やレジャーのための外出、集団での飲食等を自粛せざるを得ない状況が長引き、昼夜を問わず市内の経済活動の縮小、停滞が顕著なものとなっており、特に飲食店を中心として売上げの減少等が直接的に経営基盤を揺るがしかねない状

況にあります。そうした状況から、昨日滝川商工会議所から、本日は三楽街振興会、北海道観光社交事業協会空知地区滝川支部、滝川市飲食店組合から、国や北海道に対する資金繰り支援の拡充や感染状況を見極めた上での消費喚起策、にぎわい回帰のきっかけとなる支援策について緊急要望をいただきました。市としましては、相談窓口を設置し、事業者への各種支援制度等を紹介させていただいておりますが、こうした要請を受けましたので、感染拡大の情勢を十分見極めながら、具体的な対策を検討してまいります。

なお、昨日国から通知があり、北海道の介護施設等を対象に約2週間分に相当する420万枚程度のマスクが優先配付される旨の決定がなされ、その中で配付対象となる自治体に滝川市が含まれておりますことを皆様にご報告申し上げます。配付されるマスクにつきましては、国が直接買取りをした上で3月19日、すなわち明日から日本郵便によってそれぞれの介護施設等に配送されるのでございます。今回の配付対象市町村の選定につきましては、人口に占める患者数の割合等から感染の広がり等を考慮した結果と伺っております。また、配付対象をこれまでの北見市や中富良野町のように全ての住人ではなく介護施設等に限定した理由として、これまでの感染者の傾向から若年層に比べ高齢者層が重症化しやすいことを踏まえ、高齢者が多く集まり、いわゆるクラスターが発生する可能性が高いと考えられる介護施設等に集中してマスクを供給することでより効率的、効果的な感染拡大防止を図ることを目的としているのでございます。なお、現時点で滝川市分の個別の配付枚数等の詳細な情報につきましては把握できておりません。

今回の新型コロナウイルス感染拡大は、市民の健康被害としての問題にとどまらず、幅広く市民生活に影響を及ぼす多面的な問題へと派生、拡大をしております。こうした難局を乗り切るため国を挙げて取組が進められているところですが、市といたしましても国や北海道など関係機関との連携を図るとともに、公式ホームページやフェイスブック、地デジ放送に加え、エフエムなかそらち、私も2回ほど出演させていただきましたが、様々な媒体を通じて市民の皆様へ適切な情報を届けながら、引き続き市民の皆様へ安全、安心の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます、私からの口頭によるご報告とさせていただきます。

以上であります。

○議長 報告が終わりました。

これより口頭による報告事項に対する質疑に入ります。質疑ございますか。柴田議員。

○柴田議員 おはようございます。さきの冒頭の行政報告でも質疑させていただきました。経済関係はまだ他の議員の皆さんも質疑があると思いますので、教育関係のみに絞って質疑させていただきたいと思います。

学童保育あるいは幼稚園の一時保育等々、対応が拡大しつつあるということで伺っておりますが、その一方で中学生の子供たちの外出が非常に制限されている中で、本当にストレスがたまっているという状況であります。この休みは、春休みであれば自由に外に出かけられるのですが、コロナ対策のための休業という中ではなかなか子供たちが外出ができないという状況が続いていて、精神的にも肉体的にも大変影響のある状況が続いていると考えております。外出等について教育委員会と

してどのような制限をかけているというご認識があるのかお伺いしておきたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいまの質疑にお答えしたいと思います。

臨時休校中の外出等に関わってでありますけれども、休校が長く続くことで児童生徒に様々な影響を及ぼしているところはあるかなと思います。そのために現在各学校で、学校の実情によりましてけれども、適宜分散登校を行いまして、健康状態の観察ですとか、そういったものを行うこととしております。それから、外出等につきましては、臨時休業をお願いした際にはなるべく不要不急の外出を避けたり人混みを避けたりという指導をしておりますけれども、文科省のほうからも外出に関わるQAみたいなものが出ておりまして、それについては散歩ですとか、そういったものについては積極的に行っても感染のリスクが少ないということが示されておりますので、そういった情報なども学校にお知らせしているところであります。

以上であります。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 不要不急の外出というのは、これは大人も同様の考え方で示されていると思うのですが、要するに外出は駄目なのだと、基本的には外出してはいけないという考えなのか、例えば小学生ですと学童保育で集まっていると、それでストレス解消も、当然感染予防も含めた対応もされているわけですがけれども、問題は中学生の臨時休校中の外出を本当に一切させないということが求められることなのか、そうではなくて必要に応じて対応は可能なのか、要するに外出することは可能なのか。人混みに行くようなことは避けるということは当然ですがけれども、どこら辺が真意なのかなかなか親御さんにも伝わっていないという現状があるのではないかなと思っております。そういった意味で、現状今教育委員会として、文科省の散歩はいいよというのは、それは分かるのですが、この休業期間中に分散登校をするということについても1日だけなのです。ですから、そこら辺もうちょっと教育委員会としてより具体的に外出についての基準というものを明らかにしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長 答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 今基準をというお話ですけれども、これはなかなか難しいと思います。先ほど参事から答弁いたしましたけれども、大前提は不要不急の外出は避けると、なぜならばそれは感染リスクを下げるためということです。だけれども、一切外出してはいけませんということではありません。私権を制限するものではありません。ですから、最近屋外で、例えば先ほどありました散歩ですとか運動、運動といいましてもジョギングですとかそういったもの、そういうものは感染リスクが低いのでという通知もあります。ですから、その範囲の中で、一般的に言えば人混みを避けるとか、それに尽きると思います。一律に何かの基準をもって各学校に通知するというのは、少しこれは難しいのではないかなというふうに思います。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 これで最後にしますけれども、進級の時期なのです。当然進級に伴って子供たちが必要な学用品、その他、やはり購入する時期に来ているのです。そういったときには、人混みを避け

てというだけではなかなか分かりづらいのです。そういった必要な買物等には出ていいのかどうなのか、それは不要不急には入らないのか入るのか、そこを明確にお伺いしたいのです。行ってはいけないのか、本当に。

○議 長 教育部長。

○教育部長 行ってはいけないとは言いません。それは不要不急ではなく、必要があれば当然行かざるを得ない。ただし、行く際に当たっては、マスクの着用ですとか、なるべく時間を、みんながずらせばみんな一緒になるという話もありますけれども、そういった一般的に言われているような感染リスクを抑えるというような行動に配慮していただいて、必要があれば出ていただくということだと思います。

○議 長 安楽議員。

○安楽議員 私のほうから大きく3点です。

新型コロナウイルスの影響で道のほうの緊急事態宣言ということで、取りあえずあしたまでということで今動いていますけれども、外出を自粛して、滝川市内も同じような状況で、特に飲食店関係は非常に多大な影響を受けている。それがゆえ、先ほど市長からありました行政報告の中で、商工会議所などから緊急要望が出されたということなのですが、まず1つ目は、市として今後その要望を受けてどのような対応とか支援策を考えているのか伺いたいと思います。

次に、2点目、本州の自治体等で職員が感染する状況が生起しております。本市では市職員に対して感染予防についてどのように周知徹底を図っているのか伺います。また、仮に市職員が感染した場合、どのような対応を考えているのか。なかなか行政をストップするというのはできないと思いますので、そこら辺を伺いたいと思います。

最後、3点目、3月1日の記者会見で、厚生労働大臣が新型コロナウイルスの感染拡大の影響で従業員を休ませて休業手当などを出した企業向けに支援する雇用調整助成金について発言をしております。この件に関して国から具体的な指示または通知などがなされているのか確認をしたいと思います。

以上3点です。

○議 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 私のほうから職員に対する2点目のご質疑に対して答弁をさせていただきたいと思いますが、まず職員に対する周知でございますが、2月27日付で感染症対策本部のほうから各所属長に対しまして感染症の発生に備えた対策について文書を発出いたしております。大きくは3点でございます。まず、感染予防対策として健康管理に努めるとともに、37.5度以上の発熱が4日以上続いたり強い倦怠感や息苦しさなどの症状がある場合は滝川保健所に電話の上、医療機関を受診することやイベント参加の自粛、マスクの着用や手洗い、せきエチケットなどの徹底を呼びかけております。2点目といたしまして、庁舎内及び執務室等で不特定多数の人が触れるドアノブあるいはスイッチ、手すり等の清掃、消毒の実施について協力を求め、1日2回ほど各フロア単位で実施をしております。これは、トイレ等も含んでということになります。3点目でございますが、仮に職員が発症した場合の業務の継続につきましては、最悪の状態を想定した上で、一定の業務を的

確に行えるよう、所管する事務分掌等を参考に優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等、その対策をあらかじめ準備しておくよう指示を行ったところでございます。

2点目の万一市職員から感染者が出た場合の執務室等の消毒などの対応でございますが、仮に市職員から感染者が確認された場合につきましては、直ちに当該職員が執務するデスク及びその周辺はもとより、当該職員の庁舎内での行動範囲を把握の上、特に頻繁な接触をしている部分の特定を含め、感染経路となり得る部分につきましては可能な限り徹底した消毒作業を行いたいというふうを考えております。当然その際は滝川保健所や専門業者の指導を仰ぎながら、さらなる感染拡大防止を第一に適切な対策を講じたいというふうを考えているところでございます。

以上です。

○議長 市長。

○市長 ただいまの安樂議員の1番目、そして3番目は関連がございますので、一括してお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど口頭報告で申し上げましたが、滝川商工会議所のほうから2点申入れがございました。1つが国や北海道に対する資金繰り支援の拡充、そしてもう一つが感染状況を見極めた上での消費喚起策、またにぎわい回帰の支援策という2点でございました。雇用調整助成金、1番目の資金繰り支援の拡充のところに関係しますので、こちらでお答えしたいと思っておりますが、非常に厳しい経済状況の中、各企業の皆さん方が資金繰り等でいろいろと金融機関にご相談されているというのはお聞きしております。市内の金融機関にお聞きすると、私どもから申し入れるまでもなく、十分しっかりと対応していただいているというお話を伺っております。やはり件数も随分増えてきているということでもあります。

そして、もう一つが国のほうの資金、マスコミ等で先行して報道されていますので、それが私どもにも通知が来るまで非常に時間がかかるということでもあります。雇用調整助成金については、通知等は私どもには来ません。あくまでもこれはハローワークを活用して利用していただく資金でございます。先般市内の雇用調整助成金を受けた業者さんのほうから、同じように考えている方がなかなか受けられないという相談を受けまして、先般厚生労働副大臣を通じて北海道労働局からハローワーク滝川のほうに申入れをしていただきまして、十分その制度の活用を周知していただくとともに、非常に難しいといえますか、手続が非常に厳しいものですから、それらをもっと簡便にやっていただくように要請をさせていただきました。昨日私がハローワークの所長に申入れをさせていただきました。

もう一つが政府系の資金でございます。いわゆる政策金融公庫等の資金でございますが、これも無利子、無担保ということでございますので、活用を考えている方がいらっしゃると思いますが、非常に時間がかかるのではないかと懸念があります。先般地元代議士を通じて財務省、そして北海道財務局から政策金融公庫のほうに申入れをしていただきました。スムーズな融資等を行っていただくようお願いをさせていただきました。市内の企業の皆さんでもしもそういう相談があれば、私どもも協力をしながら、相談窓口を設けてございますので、それらの支援をしっかりと行っていきます。

いというふうに思っておりますし、拡充策がさらに考え得るならば、全ての策を手を打って考えていきたい、そのように思っております。

次に、2点目の1番目の質疑のございました消費喚起策等々でございます。商工会議所のほうからの要請の中には、非常に飲食店が厳しいというお話がございました。レストラン関係、またスナック関係も非常に厳しいというお話を伺っております。私もそういう声を随分お聞きします。また、本日の要請で三楽街振興会等々からのお話もございました。本当に厳しいのだなというふうに思ったわけでございます。何か市としてできることはと考えたときに、商工会議所からの申入れの中にプレミアム商品券的なものがないかというご相談もございました。その中で考えたわけですが、当然このような日本全体の経済状況が厳しい中、政府が何か手を打つ、国が手を打つのは見えておりますが、多分時間がかかることだろうというふうに思います。それを考えると、やはり市独自で政策を打ち出す必要が緊急的にあると思った次第であります。その中で、これは補助金等が当てにできませんので、一般財源を活用しなければいけないということでございます。そう考えたときに、また飲食店等が厳しいという視点、そして商店関係にお聞きすると、確かに落ち込みはあるのですけれども、極端なほどではないということもお話を伺っておりますので、飲食店関係に絞ったプレミアムの券を滝川市として独自に発行させていただければ、商工会議所と一緒に考えていければというふうに思っている次第でございます。プレミアム飲食券なるものを早急に考えて検討してまいりたいというふうに思っております。その発行時期につきましては、感染状況を見極めた上での発行となりますが、そういうプレミアム飲食券の準備にかなり時間がかかると思っておりますので、早速準備にかかって、幾らの金額が妥当かということを含めて発行額を検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 安樂議員。

○安樂議員 今市長のご答弁を聞いて、緊急経済対策というか、本当に滝川市で商売をやっている方は大変だと思います。また、先ほど市長も言われましたけれども、出すタイミング、この辺をしっかり見てやっていただきたいというふうに思っておりますが、1点だけ、先ほどの市職員の感染の話なのですけれども、消毒云々という話がありましたけれども、一番人が来る市民課の中でも職員が感染したときに、代替で同じような業務をする場所を臨時に設けるとか、そういうことは考えられているかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 まず、市民課等で職員が万が一感染した場合ということですが、まずそのときに考えなければいけないのは、職員は当然休んでいただいたりということになって、欠員とかという状態になることが想定されますが、そこで業務が行えるかどうかという判断をまずしなければいけないかなというふうに思っています。そこで、業務が行えるという判断に至った場合においては、直近に市民課の業務を行っていた職員をその職員に充てるとか、そういったことが考えられるのではないかなというふうに思っております。ただ、もう一点、その業務がその勤務場所でできないという判断に至った場合については、例えば緊急的に江部乙支所等で同じ業務が行えますので、そ

ういったところで代替で緊急的な窓口として対応するというようなことも考えなければいけないなというふうに考えているところでございます。いずれにしましても、そういったことも想定しながら、その対策について住民サービスを低下させない対応について考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 それでは、2点お聞きしたいと思います。

まず、この後新年度の予算の審議がありますけれども、道議会のほうでもすぐに補正予算の提出を予定しているということなのですけれども、新型コロナウイルス感染症に関する次年度の予算というのは想定外なわけですから、もともと入っていないのです。早急に補正予算を組んで提出するつもりはあるのかどうか、まず1点。

それから、先ほどからずっと飲食店関係の質疑がありますけれども、私もいろんなところからお願いを受けているのですけれども、これは道新に載っていた釧路のつなぎ資金のチラシなのですが、結局何が今一番大事かというスピードなのです。市長が言ったように、確かに金融機関からの借入れも拡大をして、それで景気対策でプレミアム商品券を出す。両方ともすごくいいのですけれども、とにかく今必要なのは店を潰さないための資金なのです。ですから、釧路のように利息と、それから保証協会のお金は市が出しますよ、ただし200万円までですよということですぐにやってもらわないと、ばたばた滝川の企業、店舗、事業所がなくなってしまう。滝川にとっては大事な市税を頂いている、そういうところがみんな元気がなくなってしまうと市全体が大変なことになるというふうに思っていますけれども、早くやるというようなものを何か考えてはいないのでしょうか。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 スピード感を持った事業者支援ということでございます。現状の把握ということでは早々に相談窓口等を開設いたしましてしてきているところでありますし、商工会議所、市内金融機関との連携ということについても遅滞なく進めてきているつもりではございます。さらに、商工会議所からは市内金融機関のほうに事業者支援というようなことで早々に要請が出ておりますし、独自の施策ということになりますと、現状他金融機関、政府系の金融機関、または保証協会等との連携の中で分かってきたこととしては、市の融資制度、独自の融資制度がありますけれども、そちらと保証協会のセーフティーネット保証が協調してできるというようなことも分かってまいりました。国のほうの施策も日々刻々と変わってまいっております。スピード感を持って対応するためだと思います。市のほうとしても、釧路の施策と同じではありませんけれども、融資制度の中では保証料の補給ですとか、そういったことも中に盛り込まれておりますので、相談の中で様々な内容につきまして既存の制度等を駆使してスピード感を持って対応していくというようなところが現状の考え方です。ただ、情報を収集していく中でさらに検討する必要があるというふうに判断したときには、これは当然担当として検討を加えていくということで考えてございます。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまの山口議員の補正予算についてでございますけれども、先ほど安樂議員にお答えしました例えばプレミアム飲食券、これの発行に関してはやはり一般財源を用いますので、当然議会の承認を得るということでございますので、臨時議会等をお願いしなければいけないというふうに思っております。そのほか、適時的確に必要なに応じて議会を招集させていただくこともあるかもしれませんし、予備費で対応することもあるかと思っております。それぞれがしっかりとこの対策を打つことを時間、判断を間違わない、そしてまた瞬時に行えるように努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 三上議員。

○三上議員 おはようございます。先ほど来話が出ておりますけれども、今ちょっと前に山口議員のほうからもありましたように、スピードが大事だということで、今検討されているという、いろいろな情報を収集しながら検討されているという話ですけれども、無利子、無担保、それから保証協会の保証料、これが借りる側としてはネックになっております。ぜひこの辺のハードルを下げやって、速やかに活用できるような対策をお願いしたいなと思っております。

それと、もう一点は、コミセンの活用です。学童クラブで使っておりますけれども、そのことによって今ほかの団体が使用することができない。これがいつまで続くのかということがちょっと気がかりでありまして、その辺もし見えるのであればお願いしたいなと思っております。

もう一つ、経済対策で先ほど飲食店の落ち込みがひどいということで、私のほうからも要望を受けておりまして、お客さんが来ない、従業員は休ませても家賃自体は店を閉じても発生するのです。その家賃補助ということでぜひ考えていただきたいなと思っておりますけれども、その件についても伺いたいと思っております。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 国の制度との連携といいますか、そういうことを取りまして、市の融資制度、支援策はほかいろいろありますけれども、そういったものを用いながら事業者支援に的確なものをご提案する、もしくは適用していくというようなことは今後とも続けていきたいということで、山口議員にお答えしたとおりでございますので、その点についてはそういったご理解をお願いしたいと思います。

それと、家賃補助についてですけれども、できれば私としては、全市的というか、全国的なこういう問題でございますので、既に一部大家さんにおいては独自にそういったことでたな子さんに対して支援しているというふうなうわさも聞いておりますし、市が家賃補助ということで何か施策を打つというよりは、そういった形で進めていって、市長がよく言いますけれども、オール滝川というふうな形で何とかこの急場をしのいでいけたらなということを希望したい部分があります。もちろん先ほど来申し上げましたとおり、これは必要だということの判断が情報収集の中で出てくれば当然検討していくというようなことで、その点についてもご理解いただきたいなと思っております。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 コミセンの再開についてでございますけれども、現在コミュニティセンターを閉

鎖しているために学童保育でほかのスペースも使えるという状況であります。コミセン本体の再開につきましては、ほかの公共施設等もそうなのですけれども、明確な基準は今のところ見出せていない状況であります。また、今日北海道知事のほうからもさらに宣言が出される。今週末の自粛についても再度お話があるというような報道もございます。それらを踏まえて検討していくことになると思います。現在は3月末までという提示をしております。ただ、さらに感染が広がるようであれば、さらなる延期もやむなしとは考えておりますけれども、状況を見ながら、可能な限り早期に通常の再開を目指してはいきたいと考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 地方自治体のやるこういう緊急の施策に対しては、特別交付税で財政措置されるはずですから、そういう飲食店あるいはスナック、その家賃補助という形でぜひお願いしたいなということが1つ。

それと、今コミセンの延期が4月に入ってから分からないという話だったので、実は町内会関係の定期総会が控えております。それで、使えないとなると一堂に会することができないのです。それで、だからではないのですけれども、書面の表決、議決、こういうことがありますので、それを滝川市としては緊急事態ですから推奨するということについての考えを伺いたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 最近の新聞報道によれば、国のほうでの支援策の一つとして固定資産税に関しての支援というようなことが盛り込まれているようです。結果的にそれは地方税のほうが減収になるということになりますので、国のほうでもしそういうようなことを決定されるとすれば、それは大家さんのほうにとってみれば一定のいわゆる経済的な支援ということになるのだと思われます。それがたな予さんのほうに波及するというようなことになれば、それは一つの国の支援策としては起り得る支援の方法なのかなというふうには考えてございます。特別交付税については、私は財政のほうは詳しくはないですけれども、これから4月に経済対策等を国のほうでまとめると言っておりますので、結構大型なものが経済対策として出されるのだろうなということで期待しているところですが、そういったものの動向を見据えまして、個別具体の支援策については市内の事業者さんの情報収集に今後努めまして、適切なものを検討していくということで考えております。

○議 長 市長。

○市 長 町内会の総会についての書面議決についてのお話でございますけれども、今はいろいろな機関が書面とか委任状で総会をやっていただいているのがほとんどでございます。そういうことを考えて、私どもからこういうふうにやりなさいと指示をさせていただくのではなく、それぞれの町内会が賢明な判断をしていただいて、書面議決等で総会を行っていただくことが望ましいというふうに思っておりますし、このように質疑をいただいておりますことが多くの方に伝わって、そのようになればいいなというふうに思います。

以上です。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 3点伺います。

1つは、図書館再開の見通しについてです。学校が閉鎖されてから3週間たちまして、そろそろ借りていた本なんかも子供たちも返す時期にきています。この後まだ新学期まで2週間ほどあるわけですが、家庭にいるときにどう過ごすかということを考えた場合に、これまで図書館の果たしてきた役割というのは非常に大きいものがあると思います。人がたくさん集まることで感染の拡大という危険もあるのですが、この間学校については分散登校が行われていますので、そのような分散する形で図書館の本の貸出しとかをする、そういう方法がないのかについて伺います。

それと、先日分散登校で子供たちに学校からプリントが渡されたりしていますが、新学期を迎えるときに子供たちがどういう状況にあるのか学校としても把握しておく必要があると思います。それで、先生の家庭訪問、あるいは渡したプリントを渡しっ放しではなくて、回収して、それについてコメントするという形で子供たちが家庭でどういう状況にあるのかを把握して、新学期からのそういう対応を図る、そういう対策が必要ではないかと考えますが、それについて伺います。

3点目は、事業者の方、先ほどからの質疑でもあるように、非常に経営が苦しいということで、これから先、春になれば自動車税の支払い、あるいは国民健康保険税の支払いというのがありまして、苦しいというふうに考えていらっしゃる事業者の方もいます。その場合に問題になるのが短期保険証の発行、あるいは資格証明書への切替えというのがあるのですが、感染拡大を防ぐということから考えても、短期保険証については速やかに発行するなどのそういう対策が必要ではないかと考えますが、それについての考えを伺います。

以上です。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 まず、1点目の図書館の再開でございます。なかなかいつというところまで今明言はできませんけれども、寄谷議員のほうから貸し借りだけはということもありました。私たちもそれを考えましたけれども、今の段階では、やはりどうしても滞留してしまうということがあります。それと本をみんなが手に取るということもありまして、当初図書館ではアルコール消毒ということも考えておりましたけれども、膨大な本の量になりますので、そこはなかなか難しいなということで、現在閉館をしておりますけれども、今は申し上げられませんが、時期を見て状況を見てということは常に考えております。

それから、2点目の子供たちの新学期に向けてということですが、先ほども申し上げましたけれども、現在分散登校しておりますので、その中で子供たちの健康状況の把握等を行っております。また、家庭訪問につきましては、道の通知ではできるだけ避けるようにというような通知もありますので、現在生徒と会うというような家庭訪問はやっておりませんが、例えば必要なものがあれば、それをポストに投函するというようなことは必要に応じてやっております。ですから、新学期に向けてどのような通知が発出されるかまだ分かりませんが、現状では子供たちの健康管理というところでは分散登校等を通じてやっているというところなんです。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 税の関係で国民健康保険の関係ですが、短期証、資格証等について国からも指導文書が来ていまして、速やかに対応できるよう市としても対応しています。また、資格証の

方について、この間については通常の被保険者と同じように窓口対応がなるように指導も来ていて、そのように滝川市としても適切に対応してまいります。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 図書の貸出しについては難しい点もあると思いますが、昨年図書館のほうで書き出しの1行だけを示して本を貸し出すというか、あとは開けてのお楽しみというのがあったのですが、滞留を防ぐという意味では基本的に本に触らずに背表紙だけ見て今回は借りてくださいとかという手もあるかと思しますので、その辺についてちょっと検討していただければと思います。

あと、分散登校について確認したいのですが、これは学校にある荷物を一回取りに来るといっただけではなくて、複数回そういう登校の機会があるということなのでしょうか、そこだけ確認したいのですが、私のところでは一回来たら、あとは春休みが明けるまでお休みかなという認識があったので、その辺について教えていただければと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 図書館の部分についてお答えさせていただきます。

今ご提案いただきましたけれども、それらも含めましていろんなやり方があるのだと思います。他市の図書館の例もあると思います。そんなものを勉強しながら、期待に応えられるように進めていきたいと思っております。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 分散登校の内容について私からご説明申し上げます。

各学校それぞれ児童生徒数ですとか、それから学校の置かれている状況はそれぞれですので、学校ごとの具体的な内容になるのですが、回数も1回のところ、複数回のところ、様々ございます。それから、内容については、先ほど寄谷議員おっしゃっていたような学習用具の持ち帰り等ももちろんありますけれども、先ほど申し上げました生活リズムやストレスの有無、健康状態の把握、それから感染予防に関する学習をちょっとするですとか、家庭学習の状況の把握、学習指導の方法、それから必要な学習プリントの配付等を学校の実情に応じて行っている状況にあります。

以上であります。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 それでは、先ほどから会議所と飲食業の関係の団体からの要請等についての質疑が安楽議員を初めありましたけれども、その中で触れられていない点、簡単に1点だけお聞きしたいと思います。

制度の確立とスピードを持ってということで流れはできていると思います。例えば融資に対する申込みに対して慣れていない事業者の方、実はたくさんいらっしゃると思うのです。この場合、いかに伝達していくのかということといかに聞き取りをしていくということが非常に大切なことだというふうに思います。もちろん市役所だけでできるものではなくて、各団体、それから会議所さんのお力もかりながらやるということは少しやられているようにも見えますのですが、実際今どのような形でやられているのか。また、そうしたものに特に資金繰りの関係のことも含めてどのように伝達、聞き取りをしていくのか、どのようにお考えかについてお聞かせをいただきたいと思

います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 先ほど申し上げたかもしれませんが、市の相談窓口を開設いたしましてから、3月2日以降になりますけれども、3月17日現在、昨日までで14件ほどの相談を市の窓口で受けております。そのいずれもが滝川市だけで完結するようなものではございません。当然商工会議所さんと連携を取ったり、国の機関、それから金融機関と連携を取ったりというようなことでやらなければいけない。言ってしまうと敷居が高いというようなことで来づらいというようなことがあれば、そんなことのないように、マスコミの皆さんにもご協力いただきながら窓口の開設についてお知らせしているつもりではありますけれども、今後においてもそういったことでそれぞれの機関と連携を取りながら、漏れのないような形でできるだけ多くの相談をしたいという方たちを救えるような形といたしますか、仕事は進めていきたいというふうに考えてございます。

○議 長 本間議員。

○本間議員 実はそういうことは先ほどお聞きしたので、それで聞いているわけでございます。何かというと、例えば具体的に言いますと、文書を作って、滝川市の名前では出せないけれども、飲食業の関係から行くだとか、要するにもっと細やかに届くように、こうやって開設していますから、このように皆さんで宣伝してください、来るのを待っていますよということではなくて、そうした取組が具体的にどのようにできるかということを決めていって行うことが大事だと思います。それもスピードを持ってというふうにするわけですから、それについてどのようにお考えか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 すみません、うまく質疑と答弁がかみ合っていないかもしれませんが、窓口はやっぱり市の窓口が一番身近だと思っているので。担当としてはです。商工会議所さんの窓口もそうです。そこら辺が一番身近な部分だろうなというふうに思っているのですけれども、例えば制度についてできるだけ分かりやすくかみ砕いてご説明をしようというようなことで検討して窓口対応に当たっていたところなのですけれども、そこで例えば関連する金融機関さんですとか、ハローワークさんですとか、保証協会さんですとかというところとお話をしますと、国のほうの制度の変遷が今物すごいスピードで行われているのです。したがって、例えば市の窓口で具体的にいろんなことを提案していきたいというふうに思っているけれども、そういったことが実際の制度の中身とそぐわないというようなことがあるので、それはできればそういったことは控えてくれよというようなこともありますので、そういったことで連携を取っていくということに考えて進めていこうと思っておりますけれども。

以上です。

○議 長 本間議員。

○本間議員 すみません、実はもっと単純な話をしているので、その連携はよく分かりますし、その制度の難しさ自体も分かるので、だからどのチャンネルで行うのか分かりませんが、とにかく分かりやすく、何かあったものは相談してくださいとか、例えば北観協だったら北観協の役員の人にどんどん相談してくださいよと、こんな制度が今のところありますよというような、そ

うものを皆さんでやるたたき台みたいなものをつくったりしながら速やかに行うということが必要なのではないのかなというふうに思うので、そういうことについてどう思われているかということについてお聞きしています。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの本間議員のご質疑は、制度の周知をどうしているのだということですよ。制度の周知は行っているつもりではおります。しかし、それが行き届かないというならば、もっと努力しなければいけないなというふうに思いますし、また日々刻々とという話を先ほど部長がお答えしましたけれども、本当に変わってきているのです。マスコミ等で先に、政府が言ったことが後になってついてくると、それも下手すると2週間とか、それぐらい遅れて通知が来たりとかするものですから、それをどう周知するかというのは非常に私ども悩んでいるところであります。そしてまた、資金を必要とする事業者の皆さんはまずは金融機関に行くわけです。そして、その次は商工会議所さんですとか、そういう身近なところに行って、市に来るというのは最後のほうになってくるわけです。そういう意味ですから、私どもとしてはいろんな政府が出す支援策をどう周知するかというのは確かに必要なことだと思っておりますので、今後もその努力は続けていきたいと思っておりますので、本日ご出席の議員の皆さん方もご相談を受けた際には必ず市役所がこうやっているからというお話をさせていただくことをぜひお願いしたいと思っております。

以上です。

○議 長 渡邊議員。

○渡邊議員 先ほど職員の感染について安樂議員からも質疑がありましたけれども、今時期転入、転出者、大変人の異動が多くなります。その典型的な窓口が市民課のところかなと思っております。ほかの業務でも窓口はあるのですけれども、そういう関係で人が混雑する。そういう中で、いろんな申請書類等の届け、または発行を求めるといった市民が多く来庁されます。そういう中で人がこれだけ混む中での市中感染という、そういう部分についての窓口業務における対応としての対策というのはどのように考えているのかが1点。

それと、2点目になるのですけれども、現在コロナウイルスの対策として岩見沢市では次亜塩素酸水生成装置というので消毒用のものを生成していると聞いています。この件、1台約30万円ほどするようですが、これの導入についてのお考えはあるのか。

この2点についてお伺いしたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 窓口業務とか、あるいは各種申請行為についてなのですけれども、こういった状況ですので、国のほうからも申請時期を延長していいという指示も受けております。また、実際の市民課の転入、転出手続につきましても従来の期間を超えても構わないという通達もありまして、それに従って指示していますし、当然職員はマスクで完全に対応しています。先般、先週だったと思いますが、待機場所の椅子が密接しているので、ちょっと運んで間隔を空けるようにして対応したりしております。転入、転出の届けについては、マイナンバーがある方についてはマイナンバーでできますよということ、あるいは申請時期が多少遅れても構いませんよということはホームページ

ジ、あるいは庁舎内の貼り紙等で周知しているところです。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 消毒液であります次亜塩素酸水につきましては、当面めどが立っておりますので、機器導入の予定はございません。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 窓口における対応というのは分かりました。マイナンバーのホームページでの周知、これで窓口の混雑を避けるために事前に電話等で受けるとかというような対応というのはまず考えているかどうか。それには確かに本人確認とかがあると思いますけれども、事前に予約制にして対応を考えているかどうか。

次亜塩素酸水生成、これはコロナだけではなくて、ほかのインフルエンザの関係の予防にもなるので、ぜひ検討できないか、これについてお伺いしたいと思います。

○議長 長 渡邊議員、今の最後の質疑なのですが、あくまでも今市長による行政報告に対する質疑ということですので、次亜塩素酸、アルコールの導入について最初の質疑はいいのですが、ただいまの質疑は、さらにインフルエンザということになってくるとコロナ対策からちょっと外れるので、いかがなものでしょうか。渡邊議員。

○渡邊議員 先ほどコロナという部分でいろいろと質疑されているのですが、ただこの生成する装置については感染予防全体の部分でのことでお聞きしているもので、答弁がもしなければ、よろしいです。

○議長 長 導入の予定はないという答弁だったので、それでいいかなとは思いますが。

それでは、1番目の質疑に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 すみません、最初のところで答弁すればよかったのですが、一部の申請、届出については郵送でも構わないということの部分も認められるところがありますので、そうしたことも併せて周知しております。

それから、予約制等についてはですが、従前から時間外交付とか、そういう事前に連絡していただいて当直で交付するような手続がありますので、そういったものも活用していただければと思っております。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 1点だけ伺います。

今は、市主催のいろんな会合等について延期もしくは中止をされています。この判断は大変妥当だというふうに思いますが、今北海道が緊急事態宣言をしている中で各市町村がそういう動きになるのは当然なのですが、私は一定程度道内で感染者が完全に終息するということは非常に難しいと思っている中で、市長がどこかで延期したものを再開するみたいな判断をされる時期は非常に難しいと思いますが、どのようにまずお考えかということ、日々刻々変わっているので、答えは難しいのですが、その判断の中に知事の大きな判断に要するに滝川市の考え方も準ずるといふような、そういうようなお考えかどうかも含めて一言ご答弁いただければというふうに思います。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまのご質疑でございますけれども、本当に非常に難しい問題であるというふうに思っております。滝川市としては、3月31日までという形で様々な自粛等をお願いをしておりますし、市主催のものは今取りやめているわけでございます。それをいかにまた元に戻すかというタイミングというのは非常に難しいと思います。19日に知事がどのようなお話をされるか、また国において専門家会議の判断がどのようなことが出されてくるかによって随分左右されてくるというふうに思っております。しかしながら、様々な経済活動を初め、いろんな部分が弊害が出ておりますので、一刻も早く再開はしたいというふうに思っておりますが、タイミングを誤って感染拡大が再び起きるといった可能性もあるわけですので、そこは慎重に行わなければいけないというふうに思っております。国、そして道の判断をしっかりと見極めながら、また市民の皆さん方のお声もよく聞かせていただきながら、判断のタイミングを定めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 佐々木議員。

○佐々木議員 私からは病院の関係についてお伺いしたいと思っております。3点お伺いいたします。

日本医師会からの指導もあり、市内のクリニックではマスクとかゴーグルがないということで季節性インフルエンザの検査すらできない状況になっております。それで、市立病院のほうに行って検査をするというふうになると思うのですが、市立病院のほうには検査ができるだけのマスク、ゴーグル等が十分あるのかどうかという点をまずお聞きしたいと思います。

2点目は、WHOのメッセージでもテスト、テスト、テストと、これからはきっと検査が多くされるということが考えられます。その結果感染者の数が増える事態が予測されるのですけれども、重症者ではない軽度者が入院をしてしまうと病院のベッドがいっぱいになって医療崩壊を起こしかねないと、それをどの自治体も心配しているということで、大阪市ではランクづけで分けるという対策を先に始めようと今しているところだと思っておりますが、滝川市立病院においては感染症の病院は隣の砂川となっておりますけれども、そこがパンクしてきた場合の対策とか、今空いている閉鎖病棟を活用するとか、そういう何か対策は考えているのかという点をお聞きいたします。

そして、3点目、国の指導とかもあり、病院は感染のリスクが高いからということで、普通の病気というか、通常の定期受診が薬の処方だけの対応に今変えられています。診察するのと薬を頂くのでは医療の報酬単価も違って、市立病院もかなり減収になっているのではないかなということが予想されます。これがいつまで続くか分からないというのがみんなの不安が大きくなるころであると思っておりますが、例えば発熱外来をつくり、熱が出ている人を別のルートで一般の病院に来る人と分けていますという対策を取ると普通の病気でかかる人がちょっと安心して診察を受けられるようになるのではないかなと考えるのですけれども、その辺についての市立病院の考えはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長 市長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 最初のインフルエンザをクリニック等で検査しなくなったというお話ですが、うちのほうは一応サージカルマスクをしてやっております。ただ、本当に重要なN95マスクというものについては若干不足ぎみではあります。ただ、きちっとフィットテストというのがあるので

すが、N95マスクというのは、そのフィットテスト済みのマスクについては僅かなのですが、フィットテストまでは行っていないN95マスクについてはまだ大分余裕がある状況になっております。

あと、先ほどの感染者の軽症者を入院させると医療崩壊が起こるのではないかという話ですが、まさにそのとおりだと思っております。それで、今のところは法律上、新型コロナ陽性者の場合については感染症の病床を持つ病院でしか入院できません。それで、昨日も保健所の会議で管内の急性期をやっている砂川市立病院、滝川市立病院、赤平、芦別市立病院、あと管内の医師会の会長さんが集まって、そこで情報交換をした中で、なるべく軽症であればそれぞれの病院で診るというような方策を取らないと砂川で重症者を診られなくなるということで情報共有いたしましたので、何らかの手段は今後考えていきたいというふうには思っております。

あと、発熱外来を設けて別ルートにすると安心して受診できるのではないかというお話ですが、一応今のところ発熱がある方は総合受付に申し出てくださいと、そこで発熱があるというのが分かれば別ルートで救急の入り口のほうからご案内して、救急の診療室で発熱者は一応診療するようになっております。ただ、いろいろ先生たちのお話を聞くと、予約で来られている今までの患者さんについては今までの主治医に診てもらいたいので、そこで発熱をしていると言わないで、診療室に入ってから熱が出ているのだと言う方もいらっしゃるようです。ただ、保健所等に相談をされて、まず総合受付に行ってくださいという指導をされているようなので、そういう方は別ルートで案内しております。また、発熱外来につきましては今週に入ってあまり、熱が出ているという患者さんはいなくなっているような状況になっております。

以上でございます。

○議長 佐々木議員。

○佐々木議員 総合受付は病院の中にあるので、例えば病院の外で発熱しているかどうかの体温測定してから病院に入るとか、それぐらい厳しい対応をしても今の時期はいいのではないかなと思います。医療者を守ることもすごくこういう状況になってきたら大切だと思うので、ぜひそういう積極的な対応を一步進んでやってほしいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 今のようなお話で、入り口のところで体温測定しようかという話もありました。ただ、病院に来られる方の多くがある程度発熱している方も多いようなので、それをすると分けもできない状況になるという話もありまして、今のところは最初の段階ですぐお話を聞いて振り分けるという格好でやらせていただいております。

○議長 長 佐々木議員。

○佐々木議員 医療者を守ることも大事ですし、病院の収入をむやみに落とさないことも大事だと思いますが、病院の収入はかなり目に見えて落ちているのですか。その辺も含めてご検討していただきたいなと思います。医療を守るということと、こういう状況の中で収入をむやみに落とすのではなくて、患者さんたちも安心してかかれるような体制づくりということを念頭に置いて積極的にやっただけかと思うのですがけれども、どう思いますか。

○議 長 佐々木議員、再度内部でご検討願えませんかということの質疑でよろしいですか。

○佐々木議員 はい、そうです。お願いいたします。

○議 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 外来につきましては、入り口のところにも貼り出させていただいているのですが、外来に来ることをいま一度お考え直しできる方は感染リスク防止のために中に入らないでいいですよというような貼り紙をさせていただいています。その結果、先週あたりまでは毎日1日150人ぐらい外来患者さんは減っております。あと、入院患者につきましても、先週までの間は今すぐ手術だとか入院しなくていい患者さんについては入院時期を調整させておりました。ですから、入院患者さんも今は若干減っております。ですから、議員さんおっしゃるように収益は大分落ちているのは事実でございます。ただ、それこそ議員さんおっしゃったように医療者を守ること、あと入院している患者さんへの感染を防ぐことなどを考慮すると、それもやむを得なかったのかなと思います。ただ、今週あたりからは患者さんも若干、世間の状況なのかもしれないですけども、それか慣れなのかもしれませんが、また通常の人数に戻ってきているような状況でございます。ですから、議員さんのご提言もありますので、一応内部ではなるべく収益を減らさないで、なおかつ来る患者さんも安全で、なおかつ医療者も安全が守れるような検討を一段と進めていきたいというふうに考えております。

○議 長 ほかに質疑はございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

- ◎日程第3
- 議案第 1号 令和2年度滝川市一般会計予算
 - 議案第 2号 令和2年度滝川市国民健康保険特別会計予算
 - 議案第 3号 令和2年度滝川市公営住宅事業特別会計予算
 - 議案第 4号 令和2年度滝川市介護保険特別会計予算
 - 議案第 5号 令和2年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算
 - 議案第 6号 令和2年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算
 - 議案第 7号 令和2年度滝川市下水道事業会計予算
 - 議案第 8号 令和2年度滝川市病院事業会計予算
 - 議案第14号 滝川市立病院看護師等修学資金貸付条例
 - 議案第17号 滝川市税条例の一部を改正する条例
 - 議案第18号 滝川市手数料条例及び滝川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
 - 議案第19号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例
 - 議案第20号 滝川市立保育所条例の一部を改正する条例

- 議案第22号 滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 滝川市泉町土地地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 滝川市立高等看護学院条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 滝川市奨学金貸付条例を廃止する条例
- 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について（航空科学センター）
- 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（スポーツセンター等）
- 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（石狩川河川敷パークゴルフ場）

○議長 日程第3、議案第1号から第8号、議案第14号、議案第17号から議案第20号まで、議案第22号から第28号までの20件について一括議題といたします。

この場合、提案理由の説明につきましては初日に終わっておりますので、これより一括質疑に入ります。

なお、過日の議会運営委員会での確認のとおり、質疑は通告の範囲を遵守し、各会派の代表によって行っていただきます。また、質疑、答弁とも要点を簡潔に行い、質疑は解明された事項にわたらないようにご留意願います。

それでは、質疑に入ります。質疑ございますか。水口議員。

○水口議員 それでは、会派清新を代表いたしまして、第1回定例会に上程をされております各会計予算、そして予算関連議案に対して質疑をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大によりまして、最大限配慮した審議日程ということになりまして、いまだに予断を許さない状況であります。一日も早い終息を願うこと、そして今ほども質疑で交わされておりますけれども、市対策本部におきましては今後の情勢を注視しつつ、適宜適切な対応をお願いをしておきたいというふうに思います。

それでは、通告に従いまして質疑をさせていただきます。まず、一般会計の歳入でございますが、会計年度任用職員に係る職員費の増額分について歳入のどこに算入され、幾ら増額になっているのかをお伺いいたします。歳入は地方交付税に算入されているというふうに思いますが、会計年度任用職員制度が導入され、総額で幾ら増額になるのか。そしてまた、そのうち地方交付税にはどの程度算入されるのかについてお伺いをいたします。

続きまして、一般会計の13款地方交付税についてであります。令和2年度の地方財政計画において普通交付税の算定内容の改正が実施をされますが、その詳細について伺います。その改正とは、主に会計年度任用職員制度の施行、それから森林環境譲与税の導入などというふうに伺っておりますが、新年度におきまして本市にとり、この改正による配分にどのような新たな制度があるのか、またその金額についてもお伺いをいたします。

一般会計3款民生費でございますが、滝川幼稚園運営負担金について市並びに幼稚園双方にとってどのようなメリットがあるのかをお伺いいたします。2015年から財政支援の一本化として、

私立幼稚園は従来の私学助成、就園奨励費補助金から施設型給付への制度変更によりまして、滝川幼稚園運営費負担金ということで1億2,075万6,000円が新年度初めて民生費に計上されています。従来は北海道からの助成でありましたが、市が直接負担金を交付することで市並びに幼稚園双方にどのようなメリットがあるのかをお伺いいたします。

次に、一般会計6款農林業費についてお伺いいたします。道の駅たきかわが新年度指定管理としてリニューアルオープンをいたしますが、管理代行負担金の算定根拠についてお伺いいたします。道の駅たきかわの運営につきましては、従来は一般会計から支出をしていないというふうに認識をしておりましたが、新年度より新たに指定管理となり、本市の観光拠点施設として指定管理者が運営に当たり創意工夫をされることに変期待をしているところであります。指定管理に当たりまして、管理代行負担金の算定根拠についてお伺いいたします。

次に、一般会計7款商工費、「日本で最も美しい村」連合から退会した主な理由について伺います。「日本で最も美しい村」連合に平成27年度に加盟して5年が経過し、江部乙地区の各団体のみならず、地域を挙げてまちづくり推進に取り組まれましたことに心より敬意を表するものであります。市といたしましては、各団体、地域との結束も深まり、一定の成果があったとしておりますが、今後さらにまちづくりを推進していく上で、このタイミングでの退会はこれからの江部乙地区の発展に影響が大きいものと考えます。退会をした主な理由と市としてこの5年をどのように評価し、これからの江部乙地区のまちづくりについて見解をお伺いいたします。

一般会計8款土木費、新築住宅助成事業補助金と住宅改修支援事業補助金の見直しによる影響について伺います。新築住宅助成事業補助金は平成29年度から3年間、住宅改修支援事業補助金は平成21年度から11年間運用を行い、新築並びに住宅改修に寄与したことは言うまでもありません。新築住宅助成事業補助金は移住、定住者の促進、子育て世帯の持家に一定の成果を上げ、住宅改修支援事業補助金は地域経済の活性化、中小企業の支援など、長年にわたり成果を上げております。見直しをするということは、地方創生に逆行するということにもなり、大きな影響があるというふうに考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、国民健康保険特別会計、議案第17号 滝川市税条例の一部を改正する条例について、国民健康保険税の引下げによる今後の見通しについてお伺いいたします。国民健康保険特別会計は、平成27年度までは黒字経営が続いておりましたが、平成28年度に1億円を超える赤字、平成29年度との2年間で2億5,000万円の赤字を見込んでおりましたが、結果は予想を下回り、2,400万円の赤字で大幅に改善されております。平成30年度より都道府県化に制度が変更となり、黒字見込みから令和2年度引下げを提案しておりますが、医療費増、国保世帯の減少など流動的な要因が考えられる中で、国民健康保険税について慎重に検討すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、下水道事業会計、下水道事業における社会資本整備総合交付金の新年度予算編成に当たっての要求額について伺います。建設改良費の工事請負費で5億3,480万円の予算が計上されておりますが、新年度において社会資本整備総合交付金を幾ら要求して交付金額2億3,900万円となったのかお伺いいたします。

次に、病院事業会計についてですが、病院事業の資金不足が常態化をしておりますが、財政健全化に向けた国への要請についてお伺いいたします。令和2年度より経営改善計画を4年の期間で実行いたしますが、公立病院の資金不足は本市のみならず、2018年度決算で道内14公立病院が資金不足に陥っており、全国的に同様の課題を抱えております。市長は累積収支不足額に対し、平成20年度に限り発行いたしました公立病院特例債の復活折衝を国に要請しておりますが、全国的課題として取組を強化する考えについてお伺いをいたします。

続きまして、外来医療の機能分化の推進についてお伺いいたします。3月4日付の新聞報道によりますと、令和2年度の診療報酬改定によりまして、紹介状なしで一定規模以上の病院を受診した場合に医療費とは別に定額の追加料金を徴収する制度が病床数400床以上から200床以上ということに緩和をし、拡大され、250病院増えるとの報道がございました。当院は該当するののかについてお伺いをいたします。

次に、1日平均入院患者数の予定量確保についてお伺いをいたします。令和2年度1日平均入院患者数を216人と予定量を見込んでおりますが、令和元年度の1月末の平均192.4人で、経営改善計画ではあらゆる取組で入院患者の確保に努めていくとされております。近年は高齢化と言われながらも人口減少の一途をたどり、またネット環境の普及などにより病院のそれぞれの選択肢が増えており、入院患者を増加させることは容易でないというふうに考えます。どのような見通しを持っているのかお伺いいたします。

次に、病院事業会計、議案第14号 滝川市立病院看護師等修学資金貸付条例について伺います。連帯保証人2人を立てることの必要性について伺います。貸付けに関する連帯保証人2人という申請内容になっておりますが、貸付け原資が公費となっている場合の修学資金貸付制度として通常の対応と考えてよろしいのかどうか、その点について伺います。

続きまして、同じく議案第14号 滝川市立病院看護師等修学資金貸付条例について伺います。償還の免除における全額免除の場合、規則で定める勤務期間について伺います。償還の免除規定について、規則で定める一定期間の勤務で全額免除とありますが、その年数の妥当性についてお伺いをいたします。

以上で質疑を終わります。

○議 長 答弁を求めます。総務部次長。

○柳総務部次長 私のほうから1番目、2番目、9番目について答弁申し上げます。

まず、1番目の会計年度任用職員に係る職員費の増額分についてでございますが、平成31年度当初予算との比較で約1,600万円の減となっております。制度設計時におきましては約6,000万円の増を見込んでおりましたが、公立の二の坂保育所の廃止及び学校給食調理業務等の委託化等により、見込んでいた額よりも減少することとなりました。

また、歳入への算入の関係ですが、令和2年度に向けた地方財政計画では会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等に係る経費が歳出の一般行政経費等において1,690億円計上されているところでございます。

普通交付税の算定につきましては2通りに分かれておりまして、1つは各算定項目において従事

する職を具体的に想定し、経費を個別に積み上げて算定、それとそれ以外の会計年度任用職員につきましては包括算定経費の測定単位人口において所要経費を一括計上するとされているとのことで、算定に用いる具体的な計算方法については現在も示されていないところでございまして、7月の普通交付税の算定結果が出るまで増額分の金額については分からない状況となっているところでございます。

それから、2番目の令和2年度の地方財政計画における普通交付税の算定方法についての改正ですが、まず1点目として、新たに地域社会再生事業費が創設されました。地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して地方団体が幅広い施策に取り組むための経費を算定するため、算定方法は人口を基本とした上で人口構造の変化に応じた指標と人口集積の度合いに応じた指標を用いて算定することになっております。それから、2点目として、まち・ひと・しごと創生事業費の算定方法の見直しということで、人口減少と特別対策事業費の算定についてこれまでの段階的に取組の必要度に応じた算定から取組の成果に応じた算定へシフトすること、さらに人口減少等特別対策事業費の取組の成果や地域の元気創造事業費の地域経済活性化分の算定に用いる指標について国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を踏まえて見直しを行うことになっているところです。それから、3点目は、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化に係る算定で、これらの地方負担についてその全額が基準財政需要額に算入されることになっております。それから、4点目は、森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等の経費に対応した算定で、森林整備を一層促進するため、森林環境譲与税を財源として実施する森林環境整備等の経費について算定の拡充を行うことになっております。5点目は、会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等に要する経費の算定で、先ほど答弁で申し上げましたが、2通りに分かれて、1つは各算定項目において従事する職を具体的に想定して経費を個別に積み上げたもの、それ以外の会計年度任用職員については包括算定経費に測定単位人口において所要経費を一括計上するというふうにされております。

以上が交付税算定における主な改正内容となっております。いずれも具体的な算定内容については現在示されていなくて、7月の普通交付税算定結果において判明することになります。

9番目の病院事業の資金不足について国への要請の状況ということでございます。第2期財政健全化計画と病院経営改善計画を策定したところですが、計画策定期間中に並行して、市立病院の累積現金収支不足額を地方債に振り替えることが可能となるよう平成20年度限りとして国が特例発行を認めた病院特例債の再創設を含む新たな地方債制度を創設するよう、国等へ要請活動を実施してきております。累積現金収支不足額を地方債に振り替えるメリットとしては、資金不足比率、これは病院の地方債の発行が抑制される比率を定めているもので、10パーセントを上回らないことというふうになっておりますが、その算定に用いられる一時借入金も地方債に移ることによって10パーセントを下回ることが可能となること、累積収支不足を長期債務によって計画的に解消することで第2期財政健全化計画における人件費の削減額などについて一定程度抑えられることなどが可能になると考えているところでございます。

滝川市にとってこの制度創設は極めて重要であるということで、市長がこれまで精力的に国等に対して働きかけを行ってきております。具体的には、令和元年7月に開催された空知市長会春季定

期総会において公立病院特例債の創設を空知市長会要望として採択されて、北海道市長会へ上程することができました。さらに、北海道知事要望、総務省自治財政局長要望を矢継ぎ早に実施しております。また、11月には北海道市長会が主催する自由民主党北海道選出国會議員との政策懇談会の場において道内市長を代表して同様の要望を実施するとともに、1月には長谷川総務副大臣に対して滝川市長、芦別市長、江別市長の3市長による同様の要望を実施してきております。これらの取組については、令和2年度も引き続き行い、関連する自治体とともに連携を強めて地方債制度の創設に向けて活動を展開してまいります。

以上でございます。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ご質疑の3番目、滝川幼稚園運営費負担金でございますが、滝川幼稚園さんにおかれましては、平成27年4月からの新制度開始以来、新制度への移行は検討は続けていられたそうであります。幼稚園側として考えられていらっしゃるメリットとしては、施設型給付として公定価格に基づく財政支援を受ける。これを経営の安定化につなげ、職員の処遇改善、ひいては新規採用、職員数の増などを目指していきたいということでございます。滝川市といたしましては、滝川幼稚園という教育、児童福祉施設が安定して継続していただくということが最大のメリットだと考えております。

以上です。

○議長 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 4番目の道の駅たきかわの管理代行負担金の算定について答弁させていただきます。

4月から滝川中央卸売市場株式会社が総合交流ターミナルたきかわの指定管理者として運営を行います。オープンに当たり、物販スペースやレストランの使い勝手をよくし、利用者の増加とサービスの向上を図るため、レジや冷蔵庫などの新たな備品の購入や施設の一部を改修する予定をしております。それらの費用につきましては、収益や利用者サービスの向上を行うための投資的なものであることから、両者協議の上、指定管理者の負担において行うこととしております。しかし、道の駅を取り巻く状況が大きく変わり、道の駅の設置数が開設当初と比較して2倍以上になっていることや施設の老朽化、利用者のサービスの選択の多様化など、道の駅たきかわの利用者数や売上げが減少しているところでございます。これらのことから、リニューアルオープンを行っても収益が向上するまで時間を要することが予想されることから、令和2年度と3年度の2カ年、新たな指定管理者が予想する収支不足の一部に対して、市の財政状況を鑑みて年500万円の管理代行負担金をすることとさせていただきます。収支の不足額の残額につきましては、指定管理者の経営努力により圧縮を図るよう両者で協議をしております。お互い協力しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 「日本で最も美しい村」江部乙協議会は、江部乙地区の各地域、団体等が連携、

協働し、住民によるまちづくりを通して地域の活性化を図ることを目的として平成27年10月に「日本で最も美しい村」連合へ加盟され、これまでの間様々な活動に取り組まれてきております。加盟後5年が経過する中で、江部乙協議会におきましてはこれまでの活動を通じ、美しい地域をつくるという意識醸成が図られたこと、各構成団体間で連携、協力体制がより強化されたことなど、当初の加盟目的に照らして一定の成果を上げたとの検証がなされておりました、加盟を継続しなくても地域の一体的な協力の下まちづくりを進めることが可能と協議会で判断されたことが退会の主な理由だということに伺っております。その背景といたしましては、連合本体の体制が加盟当初とは変わってきていることに加えまして、加盟期間中の連合の活動内容も勘案する中で江部乙協議会の結論に至ったと伺っております。

以上です。

○議長 総務部長。

○総務部長 私のほうから6点目の新築住宅助成事業補助金と住宅改修支援事業補助金の見直しによる影響についてのご質疑について答弁をさせていただきます。

滝川市新築住宅助成事業は、移住、定住の促進や高品質な住宅の建築による地域経済活性化を図るため、平成29年度から本年度までの3年間を実施期間として推進してまいりました。毎年約20件の制度利用をいただいております、利用割合から見ますと特に子育て世帯の定住促進策として一定の成果があったものと考えております。また、平成21年8月より運用を開始しておりました滝川市住宅改修支援事業につきましては、事業開始後11年が経過をし、住宅施策事業の中心を担い、多くの皆様からご利用いただき、毎年確実な実績を積み上げ、住宅の耐震性能向上の促進策として成果があったものと考えているところでございます。

しかしながら、滝川市新築住宅助成事業の財源として活用しておりました社会資本整備総合交付金の交付率が令和元年度より削減されたことや両制度とも実施期間の満了による見直しのタイミングであることなどを背景とした中で、第2期財政健全化計画の着実な推進のため、苦渋の決断ではございますが、令和2年度の事務事業見直し対象として一旦休止をすることさせていただいたところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 国民健康保険税率の引下げに関するご質疑に対する答弁です。

ご質疑の中にもありましたが、前回引上げ改正したのは、平成30年度都道府県化のスタートのときに合わせまして道に対する納付金の不足分と累積赤字解消分を合わせて保険税率を引上げさせていただきました。その後収支状況が改善し、累積赤字を解消するに至りました。来年度からは、保険税に上乘せしていた赤字解消相当分についてのみ引下げをさせていただき、本来の納付金納付のための課税にしたいとするものです。都道府県化から3年目を迎えまして、今のところ道の納付金は減少傾向で推移しており、今後も引き下げても黒字を維持することができるという見込みを持っております。市民の皆さん、被保険者の皆さんに対しましては赤字分として説明してきた部分ですので、赤字が解消となったことから、この部分についてはきちんと引下げさせていただきたいと

考えております。今後も安定した会計運営に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 建設部長。

○建設部長 下水道事業会計377ページ、社会資本整備総合交付金の要求額についてのご質疑ですが、下水道事業における社会資本整備総合交付金は事業費で4億7,800万円、その2分の1であります2億3,900万円を交付金として国に全額要望しており、同額を予算計上しております。交付金2億3,900万円の内訳は、市街地における合流地区の分流化に伴う工事委託費に2億2,500万円、公共下水道事業計画の見直しの委託費に400万円、管渠の改築、更新に向けた老朽管のテレビカメラ調査に1,000万円を計上しております。交付金の内示率の見込みにつきましては、近年の災害の発生頻度の増加から防災に係る事業について重点化されることから、令和2年度の内示率は要望額の50パーセント程度と想定をさせていただきます。今後事業調整等の追加予算の得られる機会があれば予算確保に努め、合流改善事業の促進を図っていききたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 私から病院事業会計についてのご答弁をさせていただきます。

まず、外来医療の機能分化の推進について、紹介状なしで一定規模以上の病院を受診した場合医療費とは別に定額料金を徴収する。拡大されるが、市立病院は対象になるのかというご質疑ですが、先ほどご質疑にもありましたように、紹介状なしで一定規模以上の病院と申しますのは、許可病床400床以上の地域医療支援病院が許可病床200床以上の対象になったということでございます。当院は、地域医療支援病院の基準であります紹介率に達していないことから地域医療支援病院には該当しませんので、今回の改正の定額料金を徴収する制度の該当とはなりません。

続きまして、令和2年度の1日平均入院患者予定量216人についてのご質疑ですが、新年度の1日平均入院患者数216名は、令和元年度予算の225名より抑えたものにはなっておりますが、病院といたしましては非常に厳しい数字だという認識をしております。入院確保に当たりましては、今回策定されました経営健全化計画で示された確保策を新年度展開していくということになると思っておりますが、一方で看護師確保や看護師の業務負担軽減という喫緊の課題もございます。入院患者確保策を展開するに当たりましては、看護師に過度の負担がかからないよう十分配慮する必要もあると考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

修学資金貸付けにおいて連帯保証人2人を立てることの必要性についてのご質疑ですが、連帯保証人につきましては万が一借受者本人による修学資金の返済が滞るなどして債権回収が困難となった場合に連帯して債務の全額を保証する義務を負うものでございます。平成12年度まで運用していた旧制度におきましても連帯保証人を立てていただいております。その2名が見つからずに修学資金の貸付けができなかった事例はなかったものと認識しております。本制度を貴重な財源で運用するという意味においても、連帯保証による債権の適切な管理は非常に重要であり、制度の安定的かつ安全な運用のために2名の連帯保証人を義務づけたいとするものでございますので、ご理解のほど

お願い申し上げます。

償還の全額免除の場合の勤務期間についてでございますが、市立病院の業務に従事いただいてから5年に達した段階で全額を免除することとして考えております。一方で、勤務年数が5年に達することがなかったとしても、一定年数の勤務をいただきました方に対しましては一部を免除することも考えている次第です。なお、全額免除の期間を5年と設定いたしましたのは、看護職が新規就労後3年をサイクルに退職をして他の医療機関を志すことが一般的になっており、何とか3年の壁を越えてもらいたいという趣旨でございます。修学資金貸付制度や奨学金制度は、他の自治体や法人の制度もいろいろ選択できますので、5年は既存の他の制度とのバランスを考慮した中で設定し得る最大限の年数であると認識しているところでございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議 長 答弁が終わりました。水口議員。

○水口議員 それでは、何点かについて再質疑をさせていただきます。

まず、1点目なのですが、会計年度任用職員に係る部分ですが、当初私たちも議会の中で6,000万円ぐらいの増になるというお話を伺っておりました。それが今のご答弁で結果として1,600万円の減になりましたというご答弁があったわけでございますが、その要因として二の坂保育所が今までの直営から社会福祉事業団のほうに委託、それから給食の調理業務が新年度8月ぐらいをめどに委託がされると、これが大きな要因であるということなのですが、二の坂保育所部分と給食部分をどれぐらい見込んでいて、それが減ったことによって1,600万円の減になったという、その根拠についてももう一度示していただきたいなと思います。

それから次に、農林業費の道の駅たきかわについてということで、今ほどご答弁では道の駅の環境も変わって、なかなか収支を合わすことは難しいと。その収支不足がスタートの年度のうちはまだ見込まれるので、その赤字分の補填であるというようなご答弁に受け止めをさせていただきましたけれども、そういうことであれば今まで受けていただいていた組合さんにも今までの事業者に対しても同じようなことが言えたのではないかなというふうに思うのですけれども、なぜ今回新たに指定管理をすることでそういうことにしたのか、その経過についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

それから次に、「日本で最も美しい村」連合についてなのですが、こちらは協議会からの話として、意識が醸成がされた、それから結束、そして連携が深まったというようなことがあって、退会をしてもいいというような、そういう結果を踏まえて市としても判断をしたということでありますが、それでは市としては市のほうから江部乙に対してぜひこの連合に加盟をしてくださいとお願いをした立場でありますから、市がこの5年間で、協議会の成果は成果として、それをどのように市としては受け止めて退会をするという結論に至ったのかについてお伺いをいたします。

それから、続きまして病院事業会計であります。先ほどの外来医療の機能分化の推進についてということでありますが、先ほど3月4日付の新聞にということなのですが、こちらは3月4日の北海道新聞さんにこれぐらい大きな記事で、この中に200床以上に別途料金、これは別途の料金が5,000円という大きな金額が別途にかかるということがこの新聞の報道の中に記載をされて

おりました。多分この記事を読まれた方、滝川市立病院は4月からそうなるのではないかというふう
に思われても仕方のないぐらいの、私はそういうふうを受け取ったわけですが、それを今
度は患者さんになる市民、近隣の住民の皆様方に私は周知をしていくという必要性があるのではな
いのかなというふうに考えるのですが、その点についてお尋ねをいたします。

次に、入院患者についてなのですが、先ほど部長からは厳しい数字であるという、いわゆるいば
らの道であるというようなご答弁であったかというふうに思います。経営改善計画では、もし数値
に乖離が発生したら即座に対策を講じるというように経営改善計画の中では明記がされておしま
す。即座に対策を講じるということでもありますから、この目標に向かっては是が非でも達成をして
いきたいという表れがこの言葉に表現されていると思うのですが、計画達成に向けた決意というも
のを改めてお伺いをさせていただきたいと思います。

最後、連帯保証人の2名ということなのですが、この制度はその以前にもあったというふうに伺
っております。今ほど部長からは以前あったときから連帯保証人2名を立てることに問題はなか
ったというご答弁であります。時代背景ですとか、いろいろな流れの中で2名を立てるというこ
とが私はかなり難しいものというふうに理解をするわけですが、その点についてもう一度
ご答弁をいただきたいと思います。

以上であります。

○議 長 6点の再質疑でございますが、答弁にはかなり時間を要するかと思いますので、若干
早いですが、この辺で昼食休憩に入りたいと思います。答弁は午後1時からの再開といたします。
ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 0時56分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

水口議員の再質疑に対する答弁を求めます。総務部次長。

○柳総務部次長 再質疑の1つ目、会計年度任用職員の二の坂保育所分と学校給食委託分のマイナ
スの内訳についてご説明申し上げます。

もともと6,000万円増ということで見込んでいたのが結果1,600万円減ということで、
差引き7,600万円の差が生じたということになります。その内訳ですけれども、二の坂保育所
に関しては4月以降の分ということで、それで1,000万円、それから学校給食委託に関しては
8月からの予定ということで、この分でマイナス4,900万円、そのほかに期末手当、6月支給
分と12月支給に分かれますが、6月については4月スタートから算定期間が短いということもあ
りまして3割の支給というふうになるため、その分1,800万円、合計7,700万円になりま
すが、端数の関係で差引き7,600万円の内訳ということになります。

以上でございます。

○議 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 道の駅の管理代行負担金の歳出について答弁させていただきます。

現在の指定管理者は開設当初から受託しており、当初は施設も新しく、利用者も今より多く、収支状況については黒字が続いておりました。先ほども答弁させていただいたとおり、道の駅を取り巻く環境が変わり、徐々に収支状況が悪化してきたところですが、収支改善には至らず、苦しい運営をしてきたところです。このような状況の中、新たな指定管理者は利用者数や売上げの減少が続いている状況からスタートすることに加え、老朽化した備品の購入や施設を改修して利用者や収支を改善、向上させる必要があることから、2年間に限り管理代行負担金を支出することといたしましたので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 「日本で最も美しい村」江部乙協議会の関連ですけれども、この活動に関しましては市も江部乙協議会とともにこれまで歩んできたということでありすけれども、当初の目的が江部乙地区の各地域、団体が連携、協働し、住民によるまちづくりを通して地域の活性化を図ることが目的で始まっている。このことに関しまして、5年間経過したこのタイミングで様々な協議会の中で議論、協議を重ねられてきた結果、先ほども申し上げましたけれども、美しい地域をつくるという意識醸成が図られた。各構成団体間で連携、協力体制が強化された。当初の加盟目的に照らして一定の成果を上げたということで検証されたということも協議会のほうでは一定の成果ということで判断されているところです。当然一緒に歩んできた市も同じように判断しているところでございますので、そういったご理解をお願いしたいと思います。

○議長 長 質疑、答弁の最中には私語を慎んでいただきたいと思ひます。

市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 医療費とは別に定額の追加料金を徴収する制度の周知の関係ですが、当院で新たに初診時に5,000円の負担が生じる場合については当然市民周知の必要があると思ひますが、今回の改正につきましては当院は対象にならないものがございます。制度の改正の対象とならないことについては今までも周知しておりませんので、同様に周知する必要はないというふうに考えておりますので、ご理解願ひます。

連帯保証人2名についてですが、近隣都市及び主要な都市の条例や規則で規定している連帯保証人の数は、確認できる限りはいずれも2人となっております、今回の条例で設定します2名というのは一般的な制度設計であるというふうに認識しております。ただ、新年度からの制度運用の中でこれによりがたい課題がありましたら、整理していきたいと思ひますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 再質疑の11番目の病院事業会計についてお答えさせていただきますが、その前に、病院事業会計につきましてのご質疑の中で国への財政健全化に係る要請のご質疑がございまして、先ほど次長より答弁をさせていただきました。私としては、何回かお会いしたという話が出ておりましたけれども、あれ以上に多くの方々にお会いをし、お願いをしております。当然所管が総務省

でありますので、事務次官、財政局長、準公営企業室長、財政課長等々に何度も何度もお会いをしてお願いをしてきております。非常にそれぞれの偉くなった方々は、滝川市立病院の起債の経緯をよく存じている方々ばかりでございますので、厳しいお答えをいただいております。心が折れてしまいそうなくらい厳しいお言葉をいただいた中においても、誠心誠意お願いをして臨んでいるところでございます。非常に難しい問題でございます。特例債が認められることは非常に厳しいなという感触をつかんでおまして、今後は別な形の地方債を要請するような形になろうかなというふうは今思っているところでありますけれども、それらに向けて努力をしてまいりたいと思っております。議員各位におかれましても、もしも要請する機会がございましたら、ぜひともお手伝いいただきますよう心からお願い申し上げます。

それでは、11番目の病院事業会計の再質疑でございますけれども、これまでの市立病院の経営、そして今後の患者数の目標などについてご指摘いただいたわけでありまして。計画を策定する上で一定の目標値は必要であり、目標を立てた以上それに向かってそれぞれが持てる力を発揮し、成果を出していくことも、病院経営改善計画に限らず、絶えず市民の皆さんに求められているものと思っております。そうした中、滝川市最大の懸案事項は市立病院の経営改善であり、それをやり遂げなければ滝川市の行財政運営に大きな支障が生じるわけでありまして。市といたしましても、できる範囲で最大限の支援をしていき、国への要望も精力的に行うなど、手を打てることは即座に対応し、市としての支援体制を確立しながら、市立病院で働いていただいている職員の皆さんも一丸となって経営改善計画の実行に取り組むことで目標値に向かうものだというふうを考えています。引き続き市と市立病院がしっかりとタッグを組んで経営改善をやり遂げていきたいと思っておりますので、ぜひご理解とご協力をよろしく申し上げます。

以上です。

○議長 長 再質疑ございますか。

○水口議員 ありません。

○議長 長 以上をもちまして水口議員の質疑を終わります。

田村議員。

○田村議員 それでは、令和2年度各会計予算及び関連議案について新政会を代表いたしまして質疑をいたします。

一般会計3款民生費、生活保護費の件でございますが、予算審査特別委員会の参考資料29ページによりますと、令和2年度当初予算額は12億8,331万1,000円で、月平均625人となっています。労働力の中核となっている20歳から69歳の人は何人いるか、またその人たちへの就労支援はどうなっているか、どのような方法で行っているかを伺います。

次に、一般会計4款衛生費でございますが、資源回収奨励金321万8,000円の積算根拠及び現状の把握はどうしているか、また奨励金の増額を考えているかをお伺いいたします。

次に、一般会計5款労働費でございますが、シルバー人材センター運営費補助金のことでございますが、労働行政に要する経費のシルバー人材センター運営費補助金803万円の積算根拠を伺います。

一般会計6款農林業費、農業振興費でございますが、令和2年度4月から新たな指定管理者の下スタートする交流ターミナルの道の駅の件は、先ほど水口議員の質疑で2年度500万円、3年度500万円の予算が計上されるということでございますが、その後において今後どのようなサポートを考えているかをお伺いいたします。

一般会計8款土木費でございますが、公園管理費、公園等管理委託金、23公園ですか、それが2,844万3,000円のうち、町内会を除いた公園委託件数及び管理料、また町内会委託管理の積算根拠を求めます。

次に、一般会計10款教育費、体育振興費でございますが、温水プールの運営事業補助金2,232万円の積算根拠をお伺いいたします。

次に、一般会計10款教育費でございますが、石狩川河川敷パークゴルフ場の運営管理に要する経費、一般管理代行負担金1,698万1,000円について、指定管理を行うに当たり、水災害等の原因による収支不足が生じた場合の対応策についてお伺いいたします。

その他諸費293万3,000円の内訳についてもお伺いをいたします。

○議 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 3款民生費、生活保護費についてですが、直近で統計として把握している数字では20歳から69歳の方、現在保護人員、そのときで615名中305名であります。このうち、生活保護の制度上では65歳から69歳の非稼働年齢層の方が91名、病気、障がい等により就労不可の方が87名、したがって就労可能な方は127名となります。このうち就労中の方が82名いらっしゃいますので、就労指導を行う対象の方としては45名ということになります。福祉事務所では、高校に通う方等を除きまして15歳から65歳までの方に就労支援プログラム事業としてハローワーク等の求人情報の提供、履歴書の書き方等の応募の事前指導、ハローワークへの同行訪問などを行っております。ハローワークと共同では、毎月実施している就労相談会にケースワーカーが同行して参加を促し、ハローワークの職員から直接求人の情報提供などを受ける機会を提供しております。ただ、これら就労指導中の方につきましてもそれぞれ病気、障がい等を抱えている方も多くいらっしゃり、稼働能力に合った就労指導ということで行っております。この時点で82名の就労している方のうち約半分、40名の方は福祉的就労に就かれている方です。ちなみに、今年度、令和元年度は8世帯15名の方が就労により生活保護制度からの自立を果たしている状況でございます。

以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 集団資源回収奨励金の予算についてですが、過去の回収量実績を基に1キログラム当たり2円の単価を乗じて積算して本年度321万8,000円としております。多くの町内会などで集団資源回収に積極的に取り組んでいただいているのですけれども、人口減少ですとかごみ減量化の取組により集団資源回収の量が毎年前年比で2パーセントから4パーセントの減少が続いています。集団資源回収は、資源ごみの回収のうち半分以上が集団資源回収で回収していますので、町内会等を通じたりサイクル向上による循環型社会の推進ということだけではなくて、奨励金が活

動団体の貴重な財源ということからも、そのほかの観点からも我々では重要な取組と認識しています。令和2年度の奨励金につきましては、先ほどの積算で予定をしておりますけれども、この事業は大切な事業だと認識しておりますので、今後とも集団資源回収を継続していただきますよう、限られた予算の中ではありますけれども、積算方法の見直しについて考えていきたいと考えております。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 3番目の質疑でございます。

公益社団法人滝川市シルバー人材センターへの補助金につきましては、国が市と同額の補助を行うこととなっております。市の補助額の積算根拠についてご説明いたします。厚生労働省が示す補助限度額の基準は、運営費と事業費それぞれで決められております。上限額の範囲内で補助額を定めているということでございます。運営費につきましては、滝川市のセンターの場合、厚生労働省が示す基準により補助上限額が533万9,000円であり、同額を補助額としております。次に、事業費につきましては、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業ということに対しまして、滝川市のセンターの派遣事業の補助対象経費のうち、主に人件費について内容を精査いたしまして269万1,000円を補助額としており、運営費と事業費の合計803万円が補助額となっております。

○議 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 4番目の道の駅たきかわの市のサポートについてご答弁させていただきます。

新たな指定管理者の滝川地方卸売市場株式会社とは、本年1月14日から毎週1回、4月からの施設管理、業務委託の内容、職員体制、物販販売、レストランなどの運営に至るまで詳細な打合せを行っております。打合せの中では、魅力あふれる施設運営を行うために月1回のイベントの開催や指定管理後すぐ訪れるゴールデンウィークや菜の花まつりの対応など、様々な事項について協議をいたしているところでございます。市は、所管の農政課以外にも産業振興課、観光国際課も打合せに加えて部を挙げて取り組んでいるところであり、訪れた利用者に寄ってよかったと思われる施設運営を目指し、市としてもできる限り取り組んでいく考えでございます。

以上でございます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 8款土木費、119ページ、公園の管理費についてのご質疑ですが、公園等管理委託料により町内会に草刈り等をお願いしている45か所の街区公園を除き、面積が広い河川敷地や東公園など大規模な18か所の公園の草刈りと春先、降雪前の公園の遊具の据付け、撤去などを行っております。町内会をお願いしている公園の管理料につきましては、報償費という形でお支払いをさせていただいております。新年度では、報償費に63万7,000円を計上しておりますが、積算根拠については各公園の管理面積に応じた積算となっております。

以上でございます。

○議 長 教育部長。

○教育部長 6番目の温水プール運営事業の補助金の関係でございます。

私どもで温水プールの補助金について交付要綱というのを持ってございまして、これに基づいて

交付をしておりますけれども、その内容につきましては、温水プールは9コースございまして、そのうち3コースを、これを市民コースとして占用しております。したがって、この3コースの占用料相当分として予算計上しているところでございます。

次に、7番目でございます。パークゴルフ場の指定管理に伴いまして災害の対応でございます。まず、石狩川の河川敷パークゴルフ場につきましては、例えば大規模な水害等が発生しましてコースそのものが被災したという場合には災害復旧費用としまして設置者である市が費用を負担するわけでございますけれども、指定管理の協定書におきまして、自然災害の影響によりまして市が定めた営業日数を下回る場合は協議により負担金の額を変更するという旨を記載しております。したがって、営業日数を下回った場合には損失が生じないような対策を取るという、そういった決めに なってございます。

それと、その他諸費の内訳でございますけれども、パークゴルフ場に設置しております管理棟ハウスのリース料金が約257万円、券売機のリース料金が約36万3,000円ということで、これは滝川市がリース契約者となっておりますことから、継続して市が直接経費として予算計上しているところでございます。

○議 長 答弁が終わりました。田村議員。

○田村議員 それでは、一般会計の4款衛生費、じん芥処理費について再質疑をいたします。町内会の資源回収、これは町内会を見た場合に年々高齢化も進み、町内会においては資源回収をやめる町内会も出てきているのではないかというふうに思うのですが、このままでは資源量が減っていくのは分かりますが、回収する町内会も減っていくということであればやぶ蛇になるので、50パーセントの回収をしているわけですから、この回収について今後報償費の値上げをすると。これは1グラム2円ということでありましたが、これにおいては例えばペットボトルなんかは無料だとか、せっかく集めても資金にならないものがあるということと、これは大事な各町内会の運営費にもなっているというようなことから、将来に向かってこれを値上げに見直す要素があるかないかをお伺いいたします。

次に、シルバー人材センターの運営費のことでございますが、これは803万円というのは昨年度と同額です。しかし、30年度の決算では728万円という決算になってございます。そんなことから、この803万円、去年も同じ、今年もこの金額というのは例えば会員数とか、そういうものには関係がないのか、会員の増減があると思うのですが、そういうものに関係があるのかどうか。

また、シルバーセンターの理事長及び事務局長、この人方は市から定年退職して行っているという方々なのですが、こういう人たちの任命権というのはどこにあるのか、任命権者は誰なのか。それと、私がこういうことを聞くのは、以前からもそうかもしれないですけども、人材センターにおいては非常に不透明な部分が多い。これは、金銭的なものだけでなく人事も含めてです。そうした場合に、今回何か問題がないのか尋ねた場合に、数十人が嘆願書を出したと、その嘆願書をどこに出したのだと聞いたら、理事長宛てということでした。それは市長に出したほうがいいのではないかと助言もしたわけですが、こういうことを把握しているか。

そして、これに対して予算組みするとき、例えば30年度は720万円、去年も今年も同じ、

この積算根拠というのはもっとはっきりしたものがないのだろうか。運営費533万云々と、こうあったけれども、これは登録人数なのか、それとも1施設に対してなのか。もう一つつけ加えるとすれば、シルバーセンターの運営においては以前は砂川も一緒だった。砂川と滝川の人たちが一緒に仲よく運営していた。それがいろいろあって砂川が抜けた。砂川は今砂川シルバーセンターとして運営をしているわけですが、こういうごたごたがそのまんま、市のほうでもって手をつけずにそのまんまされているということからいって、シルバーセンター自体はどういうことでもってこういうふうになっていっているのか。嘆願書のことをさっき言いましたけれども、これもどういうふうになっているか、十二分に検討しているかどうかをお聞きいたします。

次に、一般会計8款土木費の公園管理費でございますが、さっき63万7,000円、町内委託分というか、町内報償費ということでございましたが、これは昨年と比べた場合に上がっていると思うのですが、どういう上がり方をしたのかご答弁をお願いします。

次に、温水プールの件なのですが、今温水プールは休んでいます。これは、コロナばかりで休んでいるのではなくて、プール自体に欠陥があって休んでいるということで、プールが漏るのか、鉄骨が悪いのか、よく分かりませんが、どうしてこれが今コロナ以外でプールを使用していないのか。そして、使用していないにもかかわらずこれだけの金額が払われている。これは、一等最初委託、無償譲渡するときから私はその契約どうなっているのだということを言ったのですが、このプールの修理等に関する市の負担は今回は一切ないのかあるのかお聞きします。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 資源回収奨励金の再質疑についてです。

町内会等が地域のコミュニティによる回収をやめているところが出てきているというのは、私たちも同じ問題意識はあります。それにつきましては、なるべく継続していただきたいのですが、やむを得ず中止されているところなどにつきましては、例えば学校のPTAとかの取組の中に一緒に共同で実施できないかというような働きかけもさせていただいております。それでも、町内会となる地域コミュニティが主体となって資源回収するところが大きいところがありますので、単価アップできればいいとは思いますが、限られた予算の中でやっていかなければなりません。例えば今一律2円でやっていますけれども、これを一律値上げした場合に、結局今まで例えば年間5万円集めていた団体が今までと同じとおりやって5万円が10万円になるということではないと思うのです。今までできていなかった団体も取り組んでいただけるような、あるいはもうやめなければならぬなと思っているところも継続してやっていけるような奨励金の在り方を検討しなければならないと考えています。奨励金につきましては要綱を設置していますので、令和2年度直ちにこうしますとは言えないのですが、今年度ちゃんと考えていきたいと考えておりますので、よろしくお聞きいたします。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 シルバー人材センターに係る再質疑でございますけれども、まず会員の増減、これが補助金額に影響を及ぼすのかという話でしたけれども、1つは積算の根拠といたしまして、先ほど申し上げたところにちょっと補足しますけれども、平均会員数と平均就業延べ人員、それらで

AからCまでランクづけされた中で運営費というものの補助単価限度額というのが決まっております。その部分については限度額まで補助しております、会員の増減が影響を及ぼすとすれば、その部分だというふうに考えてございます。

それから、市からOBがというようなお話がありましたけれども、結果的にそういうふうになっているという事実は把握しておりますけれども、何か市が関与してそのようなことをやっているというようなことではございませんし、任命権は誰にあるのかというお話であれば、それは当然理事会なり総会なりで決定されることだというふうに私は認識しております。不透明な部分がというような話は私は何とも分かりませんが、それと過去の経過についてもです。とにかく事業の実施に関しまして問題が生じれば、補助金を支出している団体として不適当だということがあれば、それは当然市として何らかの関与をしていかなければならないというふうに考えてございますけれども、基本的に公益法人ですから、例えば収支の面でも一応収支は均衡されるというようなことが大前提となっておりますので、許可可庁は都道府県でもありますし、そういったところと、もし問題があれば連携しながら対応していきたいというふうに考えてございます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 土木費の町内会にお願いをしております公園の管理に關します報償費の關係でございませうけれども、予算額で令和元年度は37万円見ておりました。本年度予算で63万7,000円上げておられます。これについては、約70パーセントのアップということで予算計上しております。これまで非常に少ない金額でご協力をいただいていると、そのことは十分認識しております。令和2年度の予算では地域のご要望に少しでもお応えできるように単価の見直しを行っております。今後とも行政と地域が一体となりまして維持管理できるよう努めたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 プールの再質疑でございますけれども、工事につきましてはプール水槽の飛び込み部分というのがありまして、そこに蓋をしているわけなんです。ここの部分の修繕工事というふうに聞いております。この施設は民間の施設でございますので、これに対して市の補助と申しますか、そういうものは一切ございません。

○議 長 田村議員。

○田村議員 それでは、再々質疑になりますが、一般会計4款の衛生費、じん芥処理費のことでございますが、町内会が回収をやめて全部業者に回した場合、それと今町内会が回収して報償金をもらっているという場合の差額はどれぐらいになるか。町内会が全部やめて業者に全部まかせた場合の差額、それは幾らぐらいになりますか。

それと、シルバーセンターなのですが、問題がずんずん、ずんずん大きくなってくるのです。それで、もう一回お聞きしますが、組合員の方が嘆願書を出したというのを存じているか存じていないかをお聞きしておきます。

それと、一般会計10款教育費なのですが、民間に譲渡したというのは重々分かっていますが、今後そういう修繕において大きな修繕なんかが出た場合にも一切市は関与しないのか、それとも相

談によっては相談に乗る余地があるのかお聞きをしておきます。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 資源ごみの回収が集団資源回収ではなくなって、全て業者収集になった場合どうなるのかというご質問です。

今業者をお願いしているのが年間約4,000万円の委託で資源ごみ回収をしていただいていますけれども、車3台というか、3工程でやっていただいています。それで、ごみの量は集団資源回収でやっていただくほうが多いのですけれども、これがなくなった場合、全て巡回委託になった場合に単純に何台増えるか分かりませんが、1台につき1,300万円ぐらいは増えるのかなと。その一方で、奨励金が減ると、奨励金を基に再生資源組合のほうをお願いしている町内会のほうに集めてもらう委託料等を含めて2つ合わせると600万円ぐらいが減るのかなということで認識しております。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 ご質問の件につきましては、私は確認してはございません。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 将来についてどうなのかというご質問でございますけれども、今は何が起こるか分からないという時代ではありますけれども、基本的には民間施設でございますので、原則的には業者が自前でやっていただくという考えであります。

○議長 長 以上をもちまして田村議員の質疑を終結いたします。

渡邊議員、質疑に入る前に、今回の質疑につきましては予算関連となっておりますので、予算関連に関わる範囲での質疑となるようお願いいたします。

それでは、渡邊議員。

○渡邊議員 会派みどりを代表いたしまして、各予算について通告に従いまして質疑を行いたいと思います。

大変厳しい財政運営がずっと続いております。そういう中で令和2年度の各予算を積み上げてきたことに対して、職員、理事者の皆さんに敬意をまず表しておきたいと思います。

それでは、まず最初に、一般会計歳入、固定資産税についてお伺いしたいと思います。滞納繰越分の調定見込額3億1,322万5,000円における滞納者（社）の件数は何件あるのかお伺いします。また、滞納繰越分の見込み率8.5パーセントとなっておりますが、他の市税から見ても固定資産税の見込み率が低いというのがちょっと気になったので、この低さについてご説明いただきたいと思います。

続いて、2番目、2款総務費、行財政改革の推進に要する経費についてであります。この中に滝川市立病院経営改善計画実施業務委託料2,076万8,000円を計上されております。既にこの病院の経営改善計画では、令和2年度における実施すべき内容が含まれております。今回この委託業務内容において具体的にどのような部分に集中して改善に結びつけるのかお伺いしたいと思います。

3番目、3款民生費、保育所等の運営管理に要する経費について、昨年までない項目だったと思

いますが、子育てのための施設等利用給付負担金として9,256万3,000円を計上しておりますが、この経費の負担金の具体的な支出目的と利用者に対する利便性がどの点にあるのか、またメリットはどこにあるのかについてお伺いしたいと思います。

4番目、6款農林業費、道の駅の関係ですけれども、先ほど水口議員、田村議員が質疑されており、ある程度理解したところでありますが、ここでこの関連と言ったらあれなのですけれども、前管理者からの収支不足になった時点での管理代行負担金等についての市としての対応はどのようになされていたのか。また、今年度から2カ年にわたり、収支不足の補填を行うというような答弁をされておりますが、この点と合わせての整合性はどのようになるのか伺いしたいと思います。

5番目、企業誘致等の推進に要する経費について、市内企業及び他の地域の企業への誘致活動においてどのような体制で行われているのか。また、誘致に向けて積極的な行動が求められると考えますが、その考えについてお伺いしたい。また、地元企業と商工会議所との情報交換、また情報の共有についてはどのようになされているのかお伺いします。

6番目、7款商工費、たきかわ観光国際スクエアの運営管理に要する経費について、国際交流の拠点として位置づけをしております。外国人観光客対応を主とするようですが、具体的にどのような事業を予定されているのか。また、栄町3-3地区活性化に向けて、その結びつきに対してはどのような考えを持っているか。外国人観光客に対してのアンケート等のそういう実施調査をする考えがあるのかお伺いします。

7番目、10款教育費、小中学校費の備品購入費について、その他小学校教育の実施及び管理に要する経費で備品購入費427万3,000円が計上されております。小学校費全体では951万4,000円となっておりますが、この差額はどのようなものなのかお伺いします。同様に、その他小学校教育の実施及び管理に要する経費での備品購入費883万5,000円と中学校費全体1,241万3,000円、これもこの差についてどうなっているか。また、購入予定の備品については何かをお伺いします。

8番目、同じく教育費の学校給食の実施に要する経費についてであります。学校給食調理業務等委託料8,408万7,000円、今年度から6か所の調理場における業務等を民間委託というふうに計上されております。この委託契約における内容に今回のような大規模な休業となった場合の取扱いについての記載はなされるのか、また特別な条項等を新たに加えて契約されていくのかお伺いします。

同じく教育費の東京オリンピック・パラリンピック連携事業に要する経費についてお伺いします。東京オリンピック・パラリンピック連携事業に要する経費452万3,000円、滝川市として受入れに対し全力で取り組むと思いますが、競技関係者、選手1名だと思います。を含めて滝川市に滞在予定日数と人数について把握されているのか伺います。受入れとして、やはり選手のモチベーションを上げていくというのが大変重要かと思えます。滝川市としてはどのような対応を考えているのか伺います。また、具体的な対応策のうち、重点的に取り組む内容はあると思いますが、カヌー一場の整備を含めた周辺の整備というのは万全となっているのかお伺いいたします。

10番目、13款職員費、給与等に要する経費について、会計年度任用職員252名、3億9,

923万7,000円となっております。この予算編成時における各所管からの要望人数は何名だったか。予算決定においては、各課の業務量、また職員の定数についての精査は行われたのか。それと、雇用期間については1年ごとの更新となるのかお伺いいたします。

11番目、介護保険特別会計、包括支援事業に要する経費について、これは2件ありますけれども、任意事業に要する経費についてと併せてです。まず、包括支援事業に要する経費2,474万1,000円の具体的な事業としていろいろあると思います。その中の生活支援サービスに対する業務体制の整備はどのように行われているのかお伺いいたします。任意事業に要する経費2,666万5,000円の中で認知症予防、また高齢者見守り事業に対しての具体的な取組と家族介護支援事業の内容についてお尋ねいたします。

最後に、病院事業会計、病院事業収益について、医業外収益、その他医業外収益のうち、施設使用料等として1,424万1,000円計上されております。この具体的な内容についてお伺いいたします。

○議長 ただいまの質疑の中で、渡邊議員、1つ確認させていただきたいのですが、4番目の農林業費につきましての質疑、内容はほぼ理解したと、これは前任者の水口議員、田村議員のご答弁でほぼ解明されたということですが、追加として質疑されたわけですが、通告の内容からちょっと外れているという具合に感じたのですが、質疑の趣旨が私ちょっと理解できなかったもので、再度この部分を質疑していただけますでしょうか。

○渡邊議員 水口議員、田村議員の答弁に対しての、私の趣旨はここに書いている建物の管理に要する経費の内訳、またその機能としてどうなのかということをお聞きしておりますけれども、この中での答弁はいただいたのですけれども、先ほど500万円に対する支払い方が赤字的な補填というようなニュアンスの答弁をされたと思いましたので、前任の事業者に対してと今回の指定管理者に対しての考え方という部分をお伺いします。

○議長 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 固定資産税の滞納繰越分についてのご質疑です。滞納繰越分の予算の立て方についてですけれども、予算積算時点において各税目ごとに現年分、滞納繰越分それぞれにつきましてその時点における調定額と前年度決算の収納率とを勘案して当該年度の収納見込額を算出し、そこから不納欠損処分の見込額を差し引いて算出しております。そのため、滞納者の件数ではなくて調定総額ですとか収納見込額総額で計算しておりますので、件数については勘案しておりません。

また、固定資産税の滞納繰越分の収納見込み率が他の税目と比べて低いというご質疑ですが、市道民税ですとか国民健康保険税などは所得に応じて税額を算出する応能負担になっておりますが、固定資産税は所有する資産により税額を算出しております。このため、そのとき、そのときにおいて何らかの理由で所得が大幅に減少するなど納付困難となるケースもあることから、他の税目と比較し、税の性質上収納率が低くなる傾向もあります。その中でありますけれども、収納率の向上に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 長 総務部次長。

○柳総務部次長 2番目の市立病院経営改善計画実施業務における令和2年度は具体的にどのよう

な改善に結びつけていくのかということのご質疑ですが、初めに計画策定事業者において今年度策定した市立病院経営改善計画について令和2年度より市立病院の各部署とさらに調整し、具体的な取組の実施指針や検証を進めるとともに、計画との乖離や新たに取り組むべきものが生じた場合の対応、地域医療に影響を与える情勢への対応など、これまでの経験や実績を生かしながら計画期間である令和2年度から令和5年度まで支援を行い、令和5年度に単年収支黒字化を目指すこととしており、今年度分として経営改善計画実施業務委託料2,076万8,000円を予算計上しているところでございます。また、令和2年度の具体的な業務内容についてですが、これまでも議論を重ねている看護師の確保対策や看護師の離職対策として業務改善、タスクシフティングの取組の推進のほかに、新年度はまず新規入院患者の減少への対策として地域の開業医との連携強化、救急受入れの強化、地域の介護事業所、介護施設との連携の強化に重点を置いて、各関係機関への訪問PRを改めて行うことで、市立病院に患者を紹介してもらう仕組みを再構築することで医業収益の向上を図っていきたいというふうに考えているところでございます。このほか、効率的な病床運営に向けた仕組みづくり、経営管理の仕組みも同時に構築していくことで将来にわたり市民の期待に応え、地域の中核病院として安定的な医療を提供できるよう、市、市立病院、計画策定事業者が連携して経営改善に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 3款民生費、3番目のご質疑ですが、子育てのための施設等利用給付費負担金につきましては、昨年10月から実施されました幼児教育・保育の無償化に伴う経費であります。対象となります経費は、新制度に移行していない幼稚園の入園料や保育料、全ての幼稚園の預かり保育利用料のほか、認可外保育所や一時保育の利用料などです。利用する施設、サービスに応じまして国が定める上限額までが無料となります。ちなみに、この経費に関する歳入は国2分の1、道4分の1を見込んでおります。

次に、11番目、包括的支援に要する経費、任意事業に要する経費についてですが、生活支援体制整備事業は、高齢化がさらに進展していく中、担い手不足が予想される生活支援を補うために地域が互いに支え合う仕組みづくりを推進するため、2025年度までに7つの旧小学校地区に地域の支え合いについて協議することができる場をつくることを目標に掲げております。令和2年度におきましては、元年度から始めておりますふだんのつながりから減災へと題して、見守り・支え合い研修会を各地域ごとに行い、高齢化率の高い第二小学校区と江部乙地域に地域支え合い会議ができるよう、地域の方と協議を進めてまいりたいと考えております。

任意事業の認知症予防につきましては、認知症サポーター養成講座を行うこととなります。2年度も引き続き認知症について理解していただける応援団を増やし、認知症の方が暮らしやすい地域を目指してまいります。高齢者見守り事業については、食の自立支援事業や友愛訪問事業を中心とした行政による見守りと現在118か所の機関にご協力いただいております高齢者の見守り安心ネットワークによる見守り、従来からの地域による見守りによりまして重層的に見守りを行い、孤立死の予防と介護予防支援につなげていきたいと考えております。家族介護支援所につきましては、

介護者サロンの実施によりまして、サービスにつながらない認知症の方やご家族にお越しいただき、介護等に関する知識の提供、介護者の方同士の交流を行い、心身のリフレッシュや悩みの軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 道の駅の管理代行負担金の関係で回答させていただきます。

今回の道の駅の選定事業に当たりましてご質疑だと思っておりますけれども、あくまでも今回の道の駅の管理につきましては現在の道の駅管理組合から令和2年度から継続をしないという旨の申出があったことから、新たな指定管理者を選定したところでございます。

以上でございます。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、企業誘致活動に関しましてですけれども、基本は産業振興部の職員が中心となってその業務に当たるほか、場面によっては積極的に市長のトップセールスも行っております。また、市内企業や既に誘致している企業、さらには北海道とも情報交換を重ねる中で、進出意向のある企業情報を入手するなど新たな企業の発掘を行っております。これまでの誘致活動を通じては、進出用地の情報のみならず、企業活動を支えるための関係機関とのマッチングなど、よりきめ細やかな自治体のサポートが重要視されていることを強く感じております。国や道と連携した企業支援のほか、企業ニーズに応じた対応を柔軟に行っておりまして、企業関連の情報交換、情報共有に関しましては、必要に応じて各団体と行っているほか、市や滝川商工会議所など5団体で構成される滝川市産業活性化協議会において企業誘致活動に係る情報交換を行っているところでございます。

続きまして、たきかわ観光国際スクエアに関してですけれども、昨年12月16日より、観光国際課の執務室、併せて一般社団法人たきかわ観光協会並びに一般社団法人滝川国際交流協会の事務所が市役所庁舎内から旧中央バスターミナル1階に移転し、施設名をたきかわ観光国際スクエアとし、業務を進めております。スクエアにおける事業展開のご質疑ですが、観光部門としましては観光案内、それからインバウンド観光の推進、JR、バス利用者への情報発信の強化、観光資源を学ぶ講座やワークショップの開催、特産、土産品紹介などを検討しております。国際部門としましては、多文化共生の理解促進のための講演や研修会の開催、国際交流イベント、語学講座、外国人相談窓口、国際協力、交流に関するパネル展示などを検討しております。また、たきかわ観光協会と滝川国際交流協会との連携を図り、より一層の事業展開の強化に取り組んでまいります。

次に、3-3地区活性化との結びつきですが、たきかわ観光国際スクエアを滝川市の玄関口として位置づけ、列車やバスなどで来られた方たちにここで様々な情報を提供いたします。市内各所を巡っていただき、少しでも長く時間を過ごしていただくということを想定した取組を進めてまいります。また、施設敷地を活用したイベント開催なども検討を進めております。このような取組から、3-3地区に限らず、中心市街地の活性化の一助につながるよう進めていきたいと考えております。

最後に、外国人観光客に対するアンケート調査の実施についてのご質疑ですけれども、これまで実施していた菜の花まつりでのアンケート調査、こちらはもう既に実施しているのですけれども、

それに加えて、その他の催事、イベント、スクエアにおける事業についても、外国人に限らずニーズ調査も含めた情報収集など、さらなる取組を進めてまいります。

以上です。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 それでは、小学校費、中学校費の備品購入費に関するご質疑でございますけれども、その他小学校教育の実施及び管理に要する経費、またその他中学校教育の実施及び管理に要する経費、これの内訳につきましては先ほどご質疑のあったような金額になってございますけれども、それ以外に予算書の説明欄に、これは小学校費、中学校費同様ですけれども、教材、教具に要する経費というものがあります。これは、内訳は記載しておりませんが、この中に備品購入費があります。小学校費で524万1,000円、中学校費で427万3,000円、これを先ほどのご質疑にあった金額とそれぞれ足し込みますと、予算書の17節備品購入費の額になるということになります。それから、令和2年度に購入予定の備品についてでございますけれども、主なものとして児童生徒用の机、椅子、それから小型除雪機、これが大きなものとしては主な備品となっております。

次に、8番目のご質疑で学校給食の調理業務の委託に関して、大規模な休業となった場合の取扱いでございます。臨時休業の期間によっては受託者との協議を行う可能性というのがありますけれども、市が設計する仕様書におきましては、市の指示による事業の中止、延期、また天災、暴動等による履行不能、また市の指示による計画の変更、これらのリスクについては市が負担するというように定めているところでございます。

次に、9番目のオリンピック・パラリンピックに関するご質疑で、まず競技関係者が滝川市に滞在する予定人数と期間でございますけれども、これは昨年10月にアルゼンチン共和国パラリンピック委員会と協定書を結んでおりまして、それに基づきまして合宿期間は15日間を予定しております。現時点では8月3日から8月17日までの間滝川で合宿を行いまして、選手村の開村日であります8月18日に東京へ移動する予定というふうになってございます。

それから、選手のモチベーションを上げるためにどのような対策を考えているのかというご質疑でございます。合宿期間中においては、パラカヌーチームのトレーニング日程を最優先としまして、必要以上の干渉によって迷惑をかけることのないよう留意して対応していくことを考えております。ただ、合宿を行う選手にとっては、市民の温かい応援が一番のモチベーションにつながるというふうに考えておりますので、市民と直接触れ合い、声援や応援をいただく機会を設けることについて先方も望んでいるということでもありますので、交流事業につきまして、これは今後先方とも詰めていかなければなりませんけれども、そんな考えを持っているところであります。

次に、環境整備でございます。合宿の拠点となる海洋センター及び棧橋については、これまでパラカヌー日本代表監督ですとか代表選手、北海道パラカヌー協会会長など関係者に実際に利用していただきながら、そのご意見を反映し、バリアフリー化等の整備や準備を行ってきております。昨年アルゼンチンパラリンピック委員会の会長が来滝され、実際にこの施設を視察していただいておりますけれども、これらは申し分ない施設だということをお願いしておりますので、現状は不備は

ないというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 質疑の10番目、会計年度任用職員におきまして予算編成時における各課の業務量あるいは職員の人数等の精査及び雇用期間についてのご質疑でございますが、会計年度任用職員制度の導入に当たりましては、地方公務員法等の改正の趣旨に即し、市民サービスの低下を招かないよう必要な人員の確保に努めるとともに、効率的な行政運営ができる組織づくりを前提として、予算編成までの過程において各所属に対し、任用状況の調査を行い、実態を把握した後、所属長とのヒアリングについても行うなど、十分協議、調整を重ねた上、予算編成を行っておりますので、各所属の要望についても反映されているというふうに考えているところでございます。また、任用期間でございますが、地方公務員法の定めにより、最大1年となっております、1年ごとに任用を繰り返していくということになります。

以上です。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 病院事業会計の病院事業収益の施設使用料の具体的内容についてのご質疑ですが、主なものといたしましては床頭台の手数料として480万円、院内の売店、食堂などの行政財産使用料で252万7,000円、実習生受入れによる実習謝金で313万3,000円、自動販売機の手数料318万円などとなっております。

○議長 長 答弁が終わりました。渡邊議員。

○渡邊議員 1点、東京オリンピック・パラリンピックの関係で、ホストタウンとしてという誘致の仕方をされていると思います。その中で、本州の各地では、オリンピックの場合なのですけれども、合宿の取りやめとかというような状況があるのですけれども、現時点でそういうアルゼンチンのほうからの連絡というのは入っているのかどうか、1点だけ。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 現状ではそういう状況にはありませんけれども、実は火曜日ですか、テレビ会議をする予定でございましたけれども、先方の都合によりましてそれは延期になってございます。

○議長 長 以上をもちまして渡邊議員の質疑を終結いたします。

三上議員。

○三上議員 公明党の三上でございます。それでは、もう既に解明されている部分もありますので、その辺は飛ばしながら質疑させていただきたいと思っております。令和2年度の予算について質疑させていただきます。

まず、1番目の総務、これは市立病院の改善計画の実施業務委託料の関係での質疑なのですが、これについては先ほど説明があったとおり、看護師の確保とかいろいろもろもろありましたけれども、これは本年度の調査で既に指摘されているし、課題に上がったもろもろだと思うのです。それをさらに令和2年度継続でやるということをもうちよっと詳しくお話ししていただきたいなと思っております。

2番目、敬老特別乗車証の関係なのですが、利用実態の把握は、聞いたところによりますと申請交付者へのアンケート調査をやっている。あるいは、高齢者の推計に基づいて算出しているということなのです。ただ、実際はどれだけの方々が利用されているのかということは把握されていないというのが現実なのだと思います。その現実においてこれだけの予算を使っている、この説明をお願いしたいなと思います。

3番目、鳥獣被害防止の関係なのですが、これについては非常に予算が少な過ぎるのではないだろうか。畑などの被害がとみに増えているということで、非常に少ないと思いますので、この部分の説明をお願いしたいなと思います。

4番目、国際交流スクエアの関係なのですが、この辺については説明があったので、省略、飛ばしたいと思います。

次の5番目、自治体職員の協力交流事業についてなのですが、この事業に係る交付見込みと市費の投入額、これについて伺いたい。恐らく必要があってやっている事業だと思います。その辺を含めて報告していただきたいなと思います。

次、国際交流協会の補助金、この補助金の積算根拠なのですが、毎年毎年大体このぐらいの額が投入されているのです。私は素朴な疑問なのですが、正味財産というのが結構あるのですよね、国際交流協会には。確かに滝川市の事業としてやっていただいている部分もあると思います。だから、分かりやすく積算根拠です。補助金の、これを説明願いたい。

それから、丸加高原の関係なのですが、水道に関する関係なのですが、これも毎年毎年同じ額が大体かかっております。それで、これはあの施設がある限りは永続的に続くのだろうと思いますけれども、その辺を伺いたいと思います。

次、土木費の関係なのですが、流雪溝の維持に関することなのですが、これは降雪量によって例えば私は変動すると思っているのですが、実際のところはどうなのかということ伺いたいと思います。

9番目、河川の維持管理に関する経費についてなのですが、これは以前の一般質問でもお話ししたとおり、しゅんせつ工事、川が氾濫しないようにするためのしゅんせつ工事、結局土砂とか、そういったものを取り除かなくてはいけないと、そういう工事の予算が盛り込まれていると思うのですが、その工事を今回やるのかどうなのか伺いたいと思います。

10番目、西高の関係です。西高の教員は57名の人件費がかかっている。これは、普通交付税で措置されているとはいえ、滝川市としては1億円以上の市費を投入している。そのことについて、市費の投入はどのぐらいなのかというのをまず聞きます。

次です。学校給食の関係なのですが、先ほど来どれだけ減ったのかというようなことの話がありましたので、民間委託することで地場食材の調達というのは今後どのようにするのか伺っておきたいと思います。

12番目、滝川生涯学習振興会の補助金、これについても国際交流協会と同じなのですが、積算根拠を伺いたいと思います。

13番、職員費、まず1つ目は3月末退職者と令和2年度の新規職員の予定差額、これをまず伺

っておきたいと思います。2番目、毎年度毎年度新規職員を採用しておりますけれども、新規職員を採用する根拠と理由、これを伺いたいと思います。3番目、これも先ほど来の質疑である程度解明されているので、ここについては省略したいと思います。5番目、令和2年度超過勤務手当予算は各部、各課からの要望等によって積算されているのか、この辺が我々市民としてははっきり分かりません。その辺を伺いたいと思います。

17番目、国民健康保険についてですが、収納率向上特別対策事業に要する経費について質疑したいと思います。滞納の未然防止のために様々なことをされているのは私も知っております。例えば納付書に銀行振込を奨励するようなチラシが入っていたり、それから納金するのに回数を増やしてみたりということで、分かるのですが、納付回数が今8回ですよ、それ以上増やすと1回当たりの金額がぐっと下がるので、それはどうなのかなと思っておりますので、このような質疑になっております。

18番、市営住宅の管理代行負担金、これは契約時に福祉サービスも併せてやりますということで、令和2年度については継続されていると思うのですが、どのような福祉サービスが附帯されているのか伺いたいと思います。

19番目、保険者機能強化の推進交付金です。インセンティブがあるという、この交付金は地域包括だとか、いろいろな部分でインセンティブが入ってくるのだと思うのですが、高齢者の通いの場、この事業はどれだけ充実されているのかということ伺いたいと思います。

最後の20番目なのですが、これについては既に解明されております。看護師を確保していくのですが、看護師が確保できるまでに数年かかると思うので、その分の対策については先ほどの総務部次長のほうからのお話で分かりましたので、これは省略したいと思います。

以上です。

○議 長 答弁を求めます。総務部次長。

○柳総務部次長 1番目の市立病院経営改善計画実施業務の継続についてでございます。

昨年2月に市立病院経営分析支援業務についての企画提案を募集した際に、今年度の経営改善計画の策定だけではなく、次年度以降は計画策定後に計画を実行するための進捗管理や市立病院スタッフとの調整など、プロジェクトの実施支援業務を委託する予定であることを条件とした上でプレゼンテーションを行い、優先交渉事業者として現在の計画策定事業者を選定した経過がまずございます。今年度計画を策定し、計画の中で様々な取組を位置づけたところでございますが、計画策定事業者において令和2年度より市立病院の各部署とさらに調整し、具体的な取組について実施支援をいただきながら、きちっと取組み内容や結果について検証し、さらに具体的な成果や改善点をチェックして、やはり定着を図っていくということが大事ななというふうに思っています。また、この委託事業者には、先ほども申し上げましたけれども、計画との乖離や新たに取り組むべきものが生じた場合の対応だとか、地域医療に影響を与える情勢への対応についても支援していただくということも想定しておりますので、これまでのこの事業者の経験や実績を生かしながら、令和2年度から令和5年度までは支援をしていただきたいというふうに考えているところでございます。来年度もこのようなことで市と市立病院、計画策定事業者が連携して経営改善に向けて取り組んでま

いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 まず、2番目のご質疑、3款民生費、敬老特別乗車証に要する経費でございますけれども、この予算の策定に当たりましては、バス会社との協議の中で実乗車数を把握するのはやはり困難であるという認識の下から、敬老特別乗車証を有する75歳以上の方のうち、要介護2以上の方等を除いた3,214名を対象として町別に1,286名、全体の約4割程度ですが、その方々に対して電話によるヒアリング調査を実施しております。交付率としては、75歳以上人口のうち54.3パーセントに交付してございまして、ヒアリングの結果、そのうち利用率は51.1パーセントと見込んでおります。1人の年間平均利用回数も90.3回、年間利用回数は14万8,549回と見込みました。それに、調査に基づきまして1人1回当たりの平均支払い額、これを226.32円と想定したヒアリング調査の結果を平成30年1月から5月にかけて実施した調査から得ております。これを基にいたしまして、年度ごとの75歳以上の後期高齢者人口の伸び率等を推計し、案分した結果、バス会社との協議に臨み、妥結して現在の予算組みの体制となっております。

次に、介護保険特会、保険者機能強化推進交付金ですが、この交付金につきましては通いの場対策の事業に限らず、全ての地域支援事業において第1号被保険者保険料の代わりに充当することとしております。上昇が続いている介護保険料の抑制に充てております。ご質疑の中にありました通いの場対策といたしましては、現在市内5か所で行われております認知症カフェ、大体月1回の開催でございますが、年間を通しまして2,500名ほどの方が集っていらっしゃいます。そのカフェの開催に当たりまして、地区会館の使用料等についての支援を昨年度より拡充して行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 3番目の鳥獣被害防止対策協議会の補助金について答弁させていただきます。

令和2年度の事業につきましては、エゾシカの一斉捕獲の報酬としてハンタークラブに対し10万円、アライグマ捕獲従事者講習会の報償として1万円の合計11万円を見込んでいるところでございます。国が2分の1、市が2分の1として5万5,000円を滝川市鳥獣被害防止対策協議会に対する補助金として計上したところでございます。また、元年度の予算と比較すると15万1,000円の減少となっておりますが、理由といたしましては平成30年度、令和元年度にアライグマの箱わなを58台購入し、箱わなの保有台数が充足したことから、令和2年度はその分の予算計上をしなかったためです。このほかに、協議会では国の10分の10の補助事業を活用してエゾシカの緊急捕獲を行うための補助金53万円を国に要望しているところでございます。また、市の単独事業といたしましても、エゾシカの被害防止に対する電牧柵の補助金も予算計上しているところでございます。来年度も引き続き協議会と市が連携して、鳥獣による農業被害の軽減に努めてまいりたいと存じております。

以上でございます。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、自治体職員協力交流事業からですが、この事業は地域産業の外国人人材活用に向けたネットワークづくりとこれまで国際協力を行ってきたモンゴル国における人材育成のため、建設分野4名の外国人研修員を受け入れて実施するものでございます。費用についてですが、この事業に係る経費につきましては一般財団法人自治体国際化協会、こちらの事業を活用するというので、費用の全額が特別交付税で措置される見込みです。

続きまして、滝川国際交流協会の補助金につきましてです。滝川国際交流協会の補助金は、事業の中身としましては滝川市の姉妹都市であります米国マサチューセッツ州スプリングフィールド市へ中高生を派遣するジュニア大使訪問団派遣事業などの国際交流事業、高校生に多文化共生のまちづくりに必要なものを学んでもらうシンガポールスタディーツアーなどの国際理解事業、その他語学講座や国際化講演会などの滝川市の国際化に資する事業、活動全般を対象として、その一部を補助しています。内容としまして、今言った4つほど事業があるのですが、事業費総体に対しまして内容を精査して95万円ほど、それから管理費として人件費等々の部分につきまして250万円の補助を行っているということです。

最後は、丸加高原専用水道に要する経費についてですが、この水道は滝川市が設置者でございます。滝川市丸加高原健康の郷専用水道、こちらにつきましては給水対象施設として丸加高原伝習館、ひつじの館、そらぶちキッズキャンプ、滝川丸加高原オートキャンプ場、それからグリーンヒル丸加がございます。現在民間事業者により活用いただいておりますひつじの館、それからそらぶちキッズキャンプ等の利用がある限り、当該施設への給水は不可欠です。専用水道の維持管理が必要ということでございます。なお、こちらのそれぞれの施設の利用者につきましては、水道料金の相当額、それから電気設備等の保守管理に要する費用及び電気料金等の一部費用を負担いただいているということも併せてご報告させていただきます。

以上です。

○議長 建設部長。

○建設部長 8款土木費、117ページ、流雪溝の維持管理に要する経費に関して、降雪量の増減による経費の影響についてのご質疑でございますけれども、流雪溝の維持管理に要する経費の内訳として、そのほとんどが光熱水費と委託料になっております。光熱水費はポンプを稼働するための電気料金であり、委託料につきましてはポンプ設備、水位計、監視システムなどの各メーカーによるシーズン前の点検業務、それと運用期間中の取水口や管路部のパトロール、閉塞箇所の撤去などに係る業務となっております。流雪溝は、シーズン中降雪の有無にかかわらず常に稼働していることから、降雪量の増減による経費の影響はあまり受けません内容となっております。

続きまして、119ページ、河川の維持管理に要する経費に関してでございます。しゅんせつ工事の予定と国の財政措置の見込みについてのご質疑でございますけれども、保守委託料の中でしゅんせつ、伐木等の費用を見込んでおります。令和元年第4回定例会において三上議員からしゅんせつ工事に対する国の財政措置に関し、市の見解を求めたご質問がありましたが、2020年度地方財政計画に新たに掲げたしゅんせつ推進事業では、私たちが管理する河川法の適用を受けていな

い普通河川も対象に加えられました。2020年度から2024年度までの時限措置として特例債の充当を100パーセント認め、その元利償還金の7割を普通交付税で手当てする仕組みとなっております。この制度を活用するためには堆積土砂の管理計画を策定する必要があることから、令和2年度に今後しゅんせつを予定している河川の調査と計画の策定を行い、財政協議の後、令和3年度から制度を活用したいと考えております。

続きまして、公営住宅会計、233ページでございます。市営住宅管理代行負担金に関しまして、新年度指定管理者が予定している自主事業による福祉サービスについてのご質疑でございます。平成29年度から指定管理者制度を導入し、令和元年度までの3年間は1期目、令和2年度から令和4年度までを2期目として引き続き滝川ガス株式会社が指定管理者となります。指定管理者としての主な業務につきましては、市営住宅等における維持管理に関する事、入退去の手続に関する事など窓口業務や修繕業務などになります。滝川ガスは、これまでの3年間、自主事業として安否確認を目的に70歳以上の高齢者を対象とした見守り訪問を福祉サービスの一環として適宜行っております。特に昨夏の連続の猛暑日には熱中症や脱水についての注意喚起や声かけを行いました。また、住人の生活安定並びに買物弱者の救済に寄与することを目的として、障がい者施設などと連携し、野菜販売を毎年2つの団地で行っております。次年度からは指定管理者制度2期目になりますが、滝川ガスにおいては引き続きこれらのサービスを実施していく予定としておりますので、1期目の経験を生かした住民サービスが行われることを期待しております。

以上でございます。

○議長 教育部長。

○教育部長 それでは、10番目の滝川西高校の教員の人件費と交付税の関係でございます。令和2年度の予算としまして西高の教員57名の人件費としまして約5億6,800万円、それに相当する交付税、これは見込みですけれども、3億7,900万円ということで、差引き1億8,900万円、これが市費の投入ということになりますけれども、これは教員の部分だけに着目した数字になりまして、西高全体で見ますと交付税の算定要素としまして事務職員数ですとか生徒数、こういうものもありますので、全体で見ますと令和2年度の予算で見ますと約1億400万円の市費の投入というふうになってございます。

次に、学校給食調理業務の委託について、地場食材の調達の関係でございますけれども、これについては献立の作成ですとか、食材の発注、購入については引き続き市が行うこととしておりまして、従来どおり可能な限り地場の食材を調達していく。それとともに、食に関する知識ですとか、滝川産農産物への理解を深めてもらうための地産地消の取組について従前どおり市が進めていくということでございます。

それから、12番目の生涯学習振興会の補助金の積算根拠でございます。滝川生涯学習振興会への補助金につきましては、市民の学びの場の提供機会を担っていることに対する補助金でありまして、積算根拠としましては運営に当たる人件費及び福寿大学事業の受皿となるべく平成30年度から生涯学習振興会が運営しておりますいきいきカレッジの事業費であり、合計で649万8,000円ということで予算計上しているところでございます。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 本年度末の退職予定者と令和2年度新規採用予定職員の職員費の予定差額についてのご質疑でございますが、あくまで予算ベースでの積算比較で約4,600万円となります。

2点目の職員の新規採用をする根拠、理由等のご質疑でございますが、地方公務員法の任用の逐条解説等にも明記されておりますが、行政サービスの低下を招かないよう、定年退職等で発生する欠員を補充するため、新規採用を行っているところでございます。仮に新規採用を行わない場合、欠員が埋まらないばかりか、職員の年齢構成に隔たりが発生することが予想されますし、資格を必要とする業務などへの対応なども考慮し、毎年度職員の新規採用を行っておりますことをご理解いただきたいと思います。

3点目でございますが、超過勤務手当の計上の積算に当たりましては、各費目ごとに職員の個人に着目はせず、各費目ごとに職員の給与の総額に一定の割合を乗じまして積算をしているところでございます。

以上です。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 国民健康保険特別会計、収納率向上特別対策事業に関してですが、納期の8回についてどうなのかというご質疑についてお答えさせていただきます。

国民健康保険税の普通徴収の納期は、条例によりまして今は8期として定めております。以前は6期だったのですが、平成元年から現在の8期に変更しています。被保険者の皆様には8期で納めていただいておりますけれども、先ほどの質疑の中にもありましたが、一時的な所得の変動等により納期どおりに納付が難しい場合には分割納付などの相談に応じているところです。こうしたこともありまして、今まで納期を見直すという要望ですとか、ご意見ですとか、正直受けたことがありますでしたし、特に問題がありませんでした。それで、直ちに納期の見直しを検討する予定はありませんけれども、ほかのまちの状況ですとか、広域化に伴う全道の収納率向上対策の一体的な取組などがある中で、納期の在り方につきましては今後ずっと常に検討すべき課題の一つだと認識しております。

○議長 長 答弁が終わりました。三上議員。

○三上議員 まず、1点目です。先ほどの病院の経営改善に向けての2,000万円ちょっとが3年にわたり支出しなければいけないという部分についての再質疑をさせていただきますけれども、先ほども申したとおり、課題は見つかったわけです。あとやることは、病院が、あるいは市長部局も入ってくるのかもしれませんが、何をやるかということだと思っております。この間の説明で私が問題だなと思ったのは、病院の管理者の決定において代表者が集まってやる会議があります。そこで決定して、それを末端の方々まで浸透させるということなのでしょうけれども、それがなかなかそうになっていない。これが第一の問題だと思っております。このことについて伺っておきたいと思っております。

それと、2点目なのですが、国際交流協会、滝川が出資して設立した。今は一般財団法人ということで、滝川市は今財政的に苦しいのです。片や数年かけて正味財産、いわゆる基金と言ったほう

がいいのでしょうか、4,000万円以上積み立てている。それを戻せとは言いませんけれども、少しそこを削りながら、数年間にわたって自前でやってくれないかという交渉はしたかどうかということ伺いたと思います。

3点目、西高校なのですが、分かりました。約1億円の市費が出ている。それだけ出しているのですから、西高として滝川にある高校としての独自性というものはどのようにこれからも発揮されていこうとされているのか伺いたと思います。別に道に移管して普通の公立高校でもいいわけですよ。ですから、その辺の存在、持っておかなくてはいけないという独自性、それを説明していただきたい。

4点目、私は今回の職員採用、11名退職でしたか、約11名採用している。財政的に厳しいのにどうして、11名退職したのに11名採用すると、そのときの差額が4,600万円だと。これをもう2人、3人減らせばもっと額が上がるのです。ただ、そこには先ほど部長が申されたとおり、世代間のひずみだとか、将来にわたっての行政サービスを滞りなく行うためだとか、いろいろあると思うのです。ただ、これから職員の皆さんに3パーセントの給与削減を要求していく中で、なぜ今年の採用を少し抑制するということを考えなかったのか伺いたと思います。

それと、5点目、各課の超過勤務、確かに職員も減らしてきた。だけれども、一方で嘱託職員は増えているのかなと思ったら、そうでもないということが分かったのですけれども、超過勤務もさほど増えていないと思うのですけれども、ただ在り方として私は部とか課で業務量に見合った、時期によっては超過勤務が増えるとき、全然ないときがあると思うのです。だから、本当はそういう積算でなければいけないのではないのかと思うのです。部、課ごとで違うと思うのですよ、業務量が。そのことについて伺いたと思います。

○議長 三上議員、今の4点目の質疑の中に新職員との差額についてこれから職員給与の3パーセントを減額するという断定的な言い方が出てきましたが、3パーセントという根拠はどこにもまだない状態ですので、ちょっと訂正質疑していただけますでしょうか。

○三上議員 3パーセントというのはまだ決まっておられません。これから職員組合の方とお話しするそうなので、いずれにしても削減の意向で今動いているということに理解したいと思います。そういうことで訂正させていただきます。

○議長 長 答弁を求めます。総務部次長。

○柳総務部次長 経営改善計画に関する再質疑についてでございます。

本事業の実施につきましては、滝川市役所、滝川市立病院が一体となって取り組むということの最重要課題というふうに位置づけておまして、そういう意味からも行革推進本部も立ち上げており、市立病院を含め職員一丸となって全力で取り組んでいかなければならないというふうに思っております。改善計画の実施に当たりましては、先ほど申し上げましたけれども、コンサルの力をうまく使いながら取組を継続、定着させていくこと、また取組を通じて病院内のコミュニケーションや雰囲気の改善につなげていくことが大事かなと思っております。確かに先ほど議員さんおっしゃられたように、病院内の事業運営会議の中で収支計画の実現性の問題のご意見等もあったのは事実でございます。ただ、トーマツの力、事業者の力をかりて病院と一緒に一歩でも進めていけるよう

に取組を継続、定着させながら、市役所と病院のベクトルをそろえて軌道に乗せていきたいというふうに思っているところです。

実際に事業者が現在支援を手がけている気仙沼市立病院というところがあるのですが、そこも滝川市立病院と同じような病床数で、大して大きな違いはないところなのですが、病床稼働率が向上して改善に向かっているという事例もございます。そういった取組をお手本にしながら、引き続き支援をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 滝川国際交流協会の補助金に関しまして、結論から先に申し上げますけれども、新年度予算の計上、積算に当たりまして協会と、自立して行うよう、もしくは補助金を減額もしくは出さないというような協議をしたということはありません。なぜならば、まず議員おっしゃられた基金の中には一部市が出捐した2,000万円という基本財産に充てるべく出資したのも金額として入っているわけですが、こちらについては平成25年以降の公益法人改革において、いわゆる公益法人であれば税制優遇面とかでたまってきた費用があるだろうと、それは一般法人に移行したときには公益的な事業に使いながら消費していくようにというようなことの指導がありましたので、5年間かけてそれについては消費していくという言い方が正しいかどうか分かりませんが、整理していくという金額は含まれております。それでもなお積み上がっている部分というのは確かにあるのですが、協会の財務体質というのはそれほど安定的なものではなくて、JICA等の事業を潤沢に受託できなければなかなか難しい経営状況に陥るというようなことも含めて緊急事態等に備えて一定程度の基金の積立てをしているという事情もございます。しかしながら、市が出資している団体もそうですけれども、行く行くは自主独立性を高めていただくということの考え方については変わりはございませんので、これまでも漫然と同じ金額を積み上げてきたわけではございませんけれども、今後においても、これはあくまでも聖域だというふうには考えてございませんから、協会の状況、それから市の支援の方法、もろもろを考えた上で事業を継続できるような協会運営を費用をかけないでできるようなことがあるのかというか、そういったことを目指して協会運営と一緒に進めていきたいというふうに考えてございます。

○議 長 教育長。

○教育長 西高について答弁させていただきます。

予算審査でこれほど大きな質疑になるとはちょっと予想していなかったのですが、独自性というお話、三笠高校とか、ああいった独特な独自性があるかという、そうではありません。ただ、間口減のときの大騒ぎというか、過激な発言も含めて、学生を持つ親にとっての西高の存在の重要性というのは市民の皆さんが本当に心から思っているという自信はあります。独自性という言葉に合うかどうか分かりませんが、甲子園に行ったりとか、あるいは全国大会に様々な種目で出たりとか、あと販売実習なんかもよく話題にされますけれども、さらには道教委の視察なんかでも非常にすばらしい、そして行動的、そして礼儀正しい、そしてアクティブ・ラーニングと今も言っていますけれども、そういった面でもすばらしい高校だと。そして、現実には今回の入試、若干

ですけれども、割りましたけれども、それだけ人気を、周りのまちの中には学生の応募が少ないという学校もある中で非常に高い人気を維持し続けているということが西高の存在の大きさだというふうに私は思っています。

そういった意味で、1億円という金額は確かに小さくはないですし、その額について小さくすべくというか、昔は交付税がもっと大きかったので、これほど負担が大きくなかったという事実はあります。そういった部分についても、今年制の延長を含めていろいろ費用的な環境も変わってきますので、その時々の中でこういった改善ができるのか、どういう要望が必要なのか、そういったことも含めて少しでも、存在意義というよりも費用対効果が下がらない学校にしていくというのが私にとっての大きな職務の一つだろうなというふうには思っています。

今後ともどうか応援よろしく願いいたします。

○議長 総務部長。

○総務部長 まず、職員数の関係でございしますが、採用に当たってということでございますけれども、これまで第1期の財政健全化計画を進めてきております。その中で、組織、人件費の見直しという観点で、当然超過勤務手当の削減だとか、職員数についてもかなりの数の縮減も実は行っています。ただ、職員の構成を見ても、職員というか、組織の構成を見ても現実的に例えば係長職を張りつけていないという職場も実はあります。これは、人員の関係でどうしても課長補佐がその事務を取り扱わなければならないとかという、そういうような組織上の課題等もないわけではございません。ただ、あくまでも職員の採用等を踏まえたときに、先ほど冒頭答弁させていただきましたとおり、欠員に対して採用を行う、あるいは今後の資格を必要とする業務等を勘案しながら、適正な職員数を配置するという基本は変わってございません。あくまでも住民サービスの低下を招かないということを基本に職員採用を行い、適正な職員数に努めているということをご理解をいただきたいというふうに思います。

ちなみに、人口1,000人当たりの職員数から見ても滝川市は道内35市中19番目ということで、決して高い職員数があるということにもなってございませんので、そういった点についてもご理解をいただきたいと思っておりますし、ただ議員がおっしゃられたとおり、職員数の数あるいは組織の在り方というのは今後も行政サービスに見合う組織あるいは人員体制というのは心がけていきたいというふうに思いますし、今回会計年度のときもそうですが、外に出せる委託化できるもの、あるいは今後AIという部分も当然出てくるでしょうから、そういったことも念頭に置きながら職員の採用についても当たってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、超過勤務の関係でございしますが、議員のご質疑の中にありましたとおり、業務量に見合ったという部分でございしますが、先ほど各費目ごとに一定割合という言葉を使わせていただきましたが、これはその業務によって超過勤務、あるいは土曜、日曜の多い勤務とかが当然ございますので、そういった職場に応じて年6パーセントとか、あるいは多いところは10パーセントとか、そういう格差をつけながら進めておりますし、また一方では超過勤務の縮減という部分については、例えば早朝に検診があるとか、それに携わらなければならない、あるいは夜に会議があるというような場合については、勤務時間の割り振り変更を行いながら1日の勤務時間をきちっと調整すると

というようなことや半日以上の休日勤務については振替休暇を取ってもらうということを基本としながら、そういった超過勤務を増やさないというような努力についても引き続き行ってまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 三上議員。

○三上議員 3時までには終わりたいと思いますので。

私は、財政が厳しくなってきたら職員の給与を削減すればとは思っていないと思います、確かに。だけれども、苦しくなったらまた自分たちの給料が減るのかなと思ったら、やる気なくしますよね。そんなことないですか。だから、そうならないために最善、削減できる部分を削減、あるいは職員採用もちょっとこの数年は我慢しようとかということである程度緩和できると思うのです。なぜそういうことをされないのかなって単純に思うわけです。市長に聞いていいでしょうか、市長はどのように考えているのか。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの職員数に対するご質疑でございますけれども、普通の会社で考えるならば、考え方としてはそうかなというふうに理解はできます。しかしながら、滝川市役所、こういう公共団体を考えたときに、職員といいますか、人材は非常に大切だというふうに思っております。しっかりとした職員を育てていくことが市民サービスを維持し、向上していくことにつながるというふうに思っております。今まで人員の削減は随分続けております。それは、もう十分ご理解いただいていると思います。また、超勤手当につきましてもそれぞれが努力をしていただいて、かなり減少傾向にはなってきているということでございます。

そしてまた、退職者に応じた職員採用数はおかしいという判断もあるかもしれませんが、途中でやめている方もいらっしゃいます。職員減少が著しくなってきていると感じるところがありますので、住民サービスを維持するためにも適正な職員数は必要であるというふうに思っております。そのために、確保するためには努力をしていかなければいけない。職員の皆さん方には給与削減等の提案がそのうちされるだろうということで、モチベーションが下がるだろうという懸念もあるわけですが、それらについては別な方法で何とかそういうふうにならないような方法も考えていくということ努力もしております。職員削減ありきで考えているわけではございませんので、そんな中で進めてまいりたいというふうに思っています。今後とも厳しい財政が続くという中においても、やはりしっかりとした人員数を把握しながら、そしてその仕事量、業務量も的確に把握しながら的確な職員数を考えながら進めていきたいというふうに思っております。今回の職員の採用は、決して私は無駄なことではない、そして多くの方に課題を残したものではないというふうに考えております。

以上です。

○議 長 以上をもちまして三上議員の質疑を終結いたします。

この辺で若干の休憩を入れたいと思います。再開は午後3時15分といたします。ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時12分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

寄谷議員。

○寄谷議員 日本共産党の寄谷です。通告に従いまして質疑させていただきます。

まず、一般会計3款の民生費、保育所等の運営管理に要する経費ということで、保育の質を保った状態で保育需要の高まりに対応できるのかということでお伺いします。市内保育所5か所の収容定数は460名ですが、今年最新の情報では500名ということで40名近く多い入所が予定されています。その多い人数を受け入れるスタッフ数は充足され、保育の質を維持できる予算立てになっているのか伺います。

2点目に、一般会計6款の農林業費、林業振興基金積立金について伺います。森林環境譲与税がつくられまして、その使い道については森林整備のほか、森林が少ない都市部の市町村では木材利用の促進に取り組むとされています。新年度は林業振興基金積立金とする予算としてなっていますが、滝川市における森林の実態や交付される森林環境譲与税の規模から、この積立金をどのように活用していこうと考えているのか伺います。

3点目に、7款商工費、産業振興事業に要する経費及び企業連携支援に要する経費ということですが、これは狙いに対して取り組み方が弱いように思いますので、その点について伺います。昨年は新規就農者による滝川産ブドウ100%のワインが誕生し、新年度には他の事業者によるワイン醸造施設の開設が予定されています。市は、このような農業分野への進出企業や特産品の販路拡大などを支援するとしていますが、制度の利用規模は年に数件にとどまるというふうにご伺っています。しかし、実際にそれだけの希望者しかいないのかということなのですけれども、新たな事業を試みようとする場合にはそれを軌道に乗せて経営していくというのは容易なことではなく、実行をためらっている、そういう潜在的な希望者がもっといるのではないのでしょうか。そのような方に広くその相談に乗り、支援することでその背中を押してやるのが行政の仕事ではないのでしょうか。そういう意味で、意欲的な取組を支援し、地域振興を図ろうとする市の意気込みからすれば、この予算規模は小さいように考えますが、その辺の意図について伺います。もっとこの制度を活用するよう利用希望者を掘り起こす、そういう取組も必要なのではないかと考えますが、その点についてはいかがか見解を伺います。

4点目、一般会計10款教育費、これについては今年各自治体で教職員の長時間勤務改善に向けて1年単位の変形労働時間制導入の是非が審議されていきます。教職員の負担軽減を図ろうとする一方で、本市の場合外国語教育やプログラミング教育などに関わるスキルアップが求められています。この業務の多さを改善し、教職員の今抱えている業務を減らすためには業務の外部への委託とか人員を増やす、そのような取組が必要だと考えますが、本市ではそれが予算のところにとどまらずに反映されているのか市民には分かりにくい感じがしますので、その辺についての説明を伺いま

す。

次に、5番目、学校給食の実施に要する経費ですが、5点目については既に前の質疑で説明されていますので、取り消します。

6点目の学校が臨時休業となり、給食調理業務が長期間行われないう場合に生じた問題点についてですけれども、これについては先ほどの答弁で市が要請した場合については市が負担するというような答弁がありました。それは業務が停止している間については委託料の削減はできないと、満額支払うということだというふうに理解したのですが、それでいいのでしょうか。その場合に、休んでいる間に調理室の清掃とか、通常ではない業務が入る場合についてはその費用については新たに委託料とは別に市が負担して要請するということになるのか、ちょっと確認したいと思います。

それから、7点目の土地区画整理事業特別会計のところでは泉町の土地区画整理事業に要する経費について伺います。これについては、財政健全化計画の対象として考えてもいい事案ではないかなというふうに考えますので、その点からの見解を伺います。整地工事及び換地処分後の土地利用は地権者に委ねるようですが、地権者が分譲住宅地とする場合に、これについて利便性に優れる東団地跡地の分譲予定地と比べて需要が見込めるのか、見解を伺いたいと思います。

それから、この周辺には商店がなく、事業所、工場が立ち並びますが、ここに住宅を建てた場合、将来的には買物や病院に苦勞し、市としては買物バスとか乗り合いタクシーの助成とか、そういう問題が出てくることで行政の負担も増えるというふうに予想されますが、その辺についての見解を伺いたいと思います。

また、工業用地とする場合も整地工事を急ぐ必要があるのかと。先ほどの答弁の中でも企業誘致については新たなところというのはなかなか見当たらないということでしたので、工事を急ぐ必要があるのか、先送りしてもいいのかということについて見解を伺いたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 保育所の定員につきましては、定員の120パーセントまでは入所可能であります。ただ、各年齢によりまして必要とされる保育指数の数が異なります。単純に定員の120パーセントとはなりません。年齢に関係なく入所できるということではないということです。年齢ごとの必要とされる保育士を充足させながら、全体人数の調整を図っております。新年度におきましては、常勤職員、非常勤職員で年齢ごとの入所人数に応じた規定の人数を確保しており、保育の質は維持していけると考えております。

○議長 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 2番目の林業振興基金積立金の活用についてご答弁させていただきます。

平成31年4月に施行された森林経営管理法第3条に基づき、森林所有者の責務として森林所有者は適切に森林の経営、管理を行わなければならないとされたこと、また市町村の責務として森林の管理が円滑に行われるよう必要な措置を講ずることとされております。この法律に基づき、滝川市においては令和2年度の事業として森林環境税を活用して、森林所有者に対し森林の管理に関する意向調査を行うこととしております。調査の森林については対象者40名で、面積は約174ヘクタールとなっております。森林環境税は、森林の整備に使用することが最優先事項となっております。

ますので、令和3年度以降の活用につきましては令和2年度に実施する森林所有者意向調査の結果を踏まえ、検討してまいります。

以上でございます。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 7款商工費の関係ですけれども、6次産業化など農業関連分野への進出や特産品の販路拡大を行う企業への支援については、これまで土地利用や企業支援など事業実施に向けた関係機関とのマッチングのほか、商談会への出展支援などを行っており、各企業が抱える課題やニーズの把握を行いながら事業展開に応じた支援に努めてきたところでございます。また、滝川市産業活性化協議会における産業創出促進助成金制度において、農商工連携など新たな取組に関わる事業、地場産品のブランド化や販路拡大に関わる事業、商品開発など産業振興や経済活性化につながる事業を対象に事業費の3分の1、100万円を上限とする助成制度の運用も行っており、これまで農業関連分野における活用状況としては農産加工室の設置、綿羊牧場の開設、サツマイモを使用した商品開発、農産物を使用したジェラード店の開店などに活用いただいております。これまでの応募状況を踏まえ、現時点では適正な予算規模になっているというふうに考えております。

次年度においても、農業関連分野へ参入された企業や新たに取り組もうとする事業者などが円滑に事業を進められるよう、国や道などの制度活用に向けたサポート、関係機関とのマッチングなど、ニーズに応じた支援に努めてまいります。また、助成金制度についても、限られた予算ではありますが、意欲あふれる事業者の取組に対し重点的に支援が行えるよう運用するとともに、市ホームページ、広報たきかわ、協議会構成団体等を通して積極的にPRを行い、新たな取組に対する支援を行ってまいります。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 それでは、4番目のご質疑でございます。

学校現場における教職員の負担軽減策としましては、ソフト面とハード面、その両方で予算措置をしております。まず、ソフト面で申し上げますと、学びサポーターですとか特別支援学級支援員が挙げられます。学びサポーターは、普通学級において教師が進める授業に加わり、児童生徒の習熟度など個々の状況に合わせた形での授業の補助、またいじめですとか不登校問題に対する支援、指導を行います。また、特別支援学級支援員につきましては、自閉症、情緒障がい学級ですとか、肢体不自由学級において児童生徒の学校生活の支援、介助などを行います。また、一方ハード面での負担軽減策としましては、市内の全小中学校に導入しております校務支援システムが挙げられます。こちらは、出席簿や通知表、指導要録などの帳票が一つの帳票に入力しますと共通事項は全てリンクしておりますので、自動入力されるということによって業務の軽減に資することができます。また、掲示板機能というのがございまして、これを活用することによりまして会議時間の短縮を図られるなどのメリットがございます。それぞれの予算につきましては、学びサポーターなどの人件費につきましては13款の職員費に、また校務支援システムについては小中学校ともに教育費、学校管理費の使用料及び賃借料にそれぞれ計上しているところでございます。

それと、6番目の給食調理委託に関してでございます。今回のような長期間の休業というのは、

これは市の要請で行うものということになります。そういった場合の作業でございますけれども、給食調理場が日々動いているときにはできない例えば夏休み、冬休み、春休みなどの長期休業中に行っております衛生管理などの業務がございます。ですから、そういった場合にはこういった業務を行っていただくということで、そういうときにも調理場の業務はあるということで考えてございます。

以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 土地区画整理事業特別会計、355ページ、土地区画整理事業費、泉町土地区画整理事業に要する経費に関して、換地処分後に分譲住宅地とする場合に需要が見込めるのかとご質疑でございます。換地処分後において地権者が分譲住宅地として販売するのか、それとも一団の土地として自己活用するのか、あるいは事業用地として売却するのか、その活用方法については聞き取りをしております。しかし、西2号街路が整備され、交通の利便性が向上されたことから、今後各地権者の判断によりいろいろな動きも出てくるものと思われまます。私どもとしましては、遊休地であった土地の利用増進が図られることを期待してございます。

次に、周辺に商店がなく、将来的には買物や病院通いに苦勞し、行政負担も増えるのではないかとご質疑ですが、将来の人口減少下での買物や医療環境などへの対応については今後の大きな課題であり、当該地区に限ったものではないと考えております。また、整地工事を急ぐ事情については、ご協力をいただいている地権者の方々が土地の利用増進を図れるよう、事業を少しでも早く完了させることが施行者の責務であると考えております。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。寄谷議員。

○寄谷議員 3点について再質疑させていただきます。

1つ目は、保育所の運営管理に要する経費ということですが、一応基準を満たしているということなのですが、二の坂保育所が社会福祉事業団に移されたことで市が直接運営する施設というのは中央保育所だけになります。その場合に、例えば新年度について見ますと、2歳児が5名、3歳児が10名、4歳児が5名ということで、割と手のかかる子が増えています。その場合に、これが例えば社会福祉事業団のようなところであれば4つの保育所を管理していますので、その中で保育士を異動して、それで調整するというのは可能だと思っておりますが、滝川の場合中央保育所だけになるとちょっとその辺の管理が難しくなるのではないかと思います。その辺については将来的に運営主体を一つにまとめていくという中での問題として考えていったらいいかどうか、その辺について考えを伺いたいと思います。

それから、森林環境譲与税なのですが、今年は意向調査をするということなのですが、これは森林管理者の責任を促して、管理者が自分でできない場合には市がそれに代わる経営の委託先を探す、あるいは委託先が見つかるまでは市が管理するという市との関与する責任の重い制度に感じます。この場合、毎年下りてくる予算が500万円から600万円ということなのですが、その予算の中で市が責任を負ってこの制度を運用していけると、私のほうでは難しい仕事ではない

のかなと考えますが、その辺について伺いたいと思います。市が新たに責任、負担の重い仕事を背負い込むことになるような形に思えますので、もしそうであるならば国あるいは道に対してこの見直しを求めていく、そういうことも併せて行う必要があるのではないかと考えますが、それについてはどうでしょうか。

それから、3点目、土地区画整理事業なのですけれども、土地利用については地権者に委ねることなのですけれども、その使われ方について市に将来的に新たな負担が生じるという場合には、それについての事業というのは市民の立場からいえば待ったをかけたくなるような事業ではないかと思えます。その辺について、用途については市のほうでは関知していないということなのですが、それについて改めて関知すべきではないかと、関知すべきというのか、事業を進めるかどうかという上では重要な判断材料になるのではないかと考えますが、それについて見解を伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 まず、保育士の配置についてでございますけれども、考え方が逆になります。保育所の入所に関しては、市で一括して受けます。希望保育所を聞いた上で、その希望保育所の配置の打診をいたしますので、保育所としてもそこに配置している職員数により受け入れられない数は、うちはもうこれ以上駄目だということになりますので、まず施設ごとに受け入れて、それに合わせて保育士を配置するという考えではございません。ですから、保育士の配置については現状については何とか回っているという現状ですので、ご安心いただきたいと思えます。

もう一点、今後二の坂保育所が廃止後、公立が中央保育所になるということについてですけれども、現在もそうなのですが、中央保育所については公立保育所の役割として、例えば障がいのあるお子さんですとか、より注意を要するお子さんをお預かりするような調整的な役割を現在公立保育所は担っております。ただ、将来的に児童数が減少するに伴って、今一番古いのが中央保育所でございますので、児童数の推移、保育所の入所見込みの推移に応じては中央保育所の役割については再度見直していかなければならないと考えております。

○議長 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 森林環境税の件につきましては、先ほどご答弁させていただいたとおり、国の法律として平成31年4月に施行され、市町村は森林をしっかりと管理しなければならないということとなっております。ですので、令和2年度にどのような事業が今後起きるのかを含めて調査した段階で、それで業務量が多いのであれば多いなりにまた国のほうに財源を求めていきたいと思っておりますし、まずは2年度調査して、どれだけの森林を管理していかなければならないのかを含めて調査した段階でまた改めて報告させていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 泉町土地区画整理事業に関する再質疑でございますけれども、まずこの事業の最大の目標は西2号街路を整備することにあります。西2号街路の当該区間には道路用地として必要な土地に所有者を特定することが困難な区画があり、長年整備することができませんでした。その課題

を解決する手法が区画整理事業による街路整備でございます。必要な道路用地を地権者から提供していただき、用地を確保した上で、それぞれの権利に応じて配分した土地を再配置するものでございます。過去に整備されてきた街路事業におきましても、用地買収後に土地利用が図れるよう配慮して進めてきており、今回の手法については街路整備のみならず、沿線の土地利用を図る上でも有効なものと思っております。昨年10月に西2号街路が供用開始し、最大の目標は達成されました。令和2年度のこの予算で高台を削りまして、くぼ地を埋めて整地をし、令和3年度に道路用地に提供などご協力いただいた地権者の方々にそれぞれ換地した土地をお返ししたいと考えております。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。寄谷議員。

○寄谷議員 最後に1点だけお伺いします。

森林環境譲与税なのですけれども、これについては意向調査しなければ分からないということなのですが、この事業については市の持ち出しをして事業をするということはあるでしょうか。それだけ伺いたいと思います。

○議 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 森林環境税の関係でございますが、市の持ち出しはないということで見えております。

以上でございます。

○議 長 以上をもちまして寄谷議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

寄谷議員。

○寄谷議員 日本共産党の寄谷です。議案第6号 令和2年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算を否とする立場で討論をさせていただきます。

今の質疑でも非常に難しい判断が求められる事業だなというふう感じたのですけれども、この土地区画整理事業特別会計にある泉町の土地区画整理事業は道路の開通をもって一区切りつきます。地権者の利益ということも大事なのですが、この事業は第2期財政健全化計画を進めるに当たり見直すのが妥当であると考え、予算に反対するものです。質疑の中でも言いましたが、この土地を地権者が分譲地とした場合、滝川の今の人口が減っていること、それから世帯数は変わらないとしても現状維持か減るという状態からすれば、ここに住宅が建てばほかのところに空き地が出るということで、コンパクトシティを目指す滝川の考え方からいけば非常にまちづくりが難しくなると考えます。それから、周りには事業所、工場が立ち並び、商店がなく、住んだ場合に将来的に住民が苦勞するというのが目に見えています。ですから、滝川市は市立病院の経営改善、会計年度任用職員制度の開始に伴う課題などの解決に取り組むべく、第2期財政健全化計画を策定し、実行しようとしています。このような事情の下では住民の福祉への効果が弱く、また行政への負担増が予想さ

れる泉町の土地区画整理事業は見直すべき事務事業と考えます。

以上、日本共産党の討論といたします。

○議長 安樂議員。

○安樂議員 私は、新政会を代表して議案第6号 令和2年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算を可とする立場で討論いたします。

本特別会計に含まれる泉町土地区画整理事業は、平成26年6月から令和3年度までの約8か年間で計画、行われる継続事業であり、西2号通、3丁目通り、国道12号線バイパス、国道38号線、国道451号線の道路を連結して構成される都市環状軸としての機能及び滝川駐屯地方向から従来の西2号通を南進した1丁目通りとの丁字路交差点における交通事故の軽減、そして泉町に点在する空き地の有効活用などの目的から実施する事業であると認識をしております。既に道路の新設は終了しており、都市環状軸としての機能の発揮やセイコーマート北東の信号機のある交差点に接続したことによる交通事故の軽減は図れているものと考えます。今後は、計画どおりに事業を継続し、道路周辺の整地を行うことにより、将来的に様々な形での活用が考察でき、本市におけるいろいろな企業誘致とか、先ほどありましたが、資材置場だとか、あるいは土地的に高い位置にありますので、災害派遣等を考慮した宅地の造成、いろいろなものにつながるものというふうに期待しております。

以上のことから、私は議案第6号を賛成とする討論いたします。

○議長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これよりまず議案第6号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数であります。

よって、議案第6号は可決されました。

次に、残りの議案第1号から議案第5号まで、議案第7号、議案第8号及び議案14号、議案第17号から議案第20号まで、議案第22号から第28号までの19件につき一括採決いたします。本件をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第5号まで、議案第7号、議案第8号及び議案14号、議案第17号から議案第20号まで、議案第22号から第28号までの19件についてはいずれも可決されました。

◎議事延長宣告

○議 長 本日の会議は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

◎日程第4 議案第33号 令和元年度滝川市一般会計補正予算（第9号）

○議 長 日程第4、議案第33号 令和元年度滝川市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第33号 令和元年度滝川市一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、国が進めるGIGAスクール構想に基づき、市内全小中学校に高速大容量の通信ネットワーク環境を整備するための補正並びに滝川第二小学校給食室煙突改修工事が主な内容となっております。

1 ページを御覧ください。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ2億7,266万円を追加し、予算の総額を218億9,779万5,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、繰越明許費でございますが、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表によるところでございます。

第3条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は、第3表によるところでございます。

2 ページから3 ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しを願いたいと思います。

5 ページをお開き願います。第2表、繰越明許費でございます。令和2年度に繰り越して使用する経費のうち、滝川第二小学校給食室煙突改修工事につきましては、学校施設環境改善交付金の交付決定が令和2年度から令和元年度へ前倒しされたことにより、事業が年度内に完了しないため、繰越明許費としたいとするもので、繰越し額は1,266万円となります。同様に、小学校費の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業につきましては、国の補正予算（第1号）に対応するため補正したいとするものでございますが、事業が年度内に完了しないため、繰越明許費としたいとするもので、繰越し額は1億7,506万7,000円となっております。同様に、中学校費の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業につきましては、国の補正予算（第1号）に対応するため補正したいとするものでございますが、事業が年度内に完了しないため、繰越明許費としたいとするもので、繰越し額は8,493万3,000円となります。

第3表、地方債補正でございます。義務教育施設整備事業債2億2,130万円を増額し、2億4,110万円としたいとするものでございます。義務教育施設整備事業債につきましては、滝川第二小学校給食室煙突改修工事及び公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の増に伴うものでございます。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、10 ページ、11 ページをお開き願います。10 款2 項小学校費、1 目学校管理費、補正額1 億8,772 万7,000 円の増額につきましては、その他小学校教育の実施及び管理に要する経費の補

正で2点ございます。1点目は、劣化の見られる滝川第二小学校給食室煙突改修工事を実施するため1,266万円を補正したいとするもので、費用の3分の1が文部科学省の学校施設環境改善交付金で措置されるものでございます。2点目は、国が進めるGIGAスクール構想に基づき、児童生徒1人1台端末の整備に向けた市内小学校における高速大容量の通信ネットワーク環境の整備のため1億7,506万7,000円を補正したいとするもので、費用のうち3,549万3,000円が文部科学省の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金で措置されるものでございます。

10款3項中学校費、1目学校管理費、補正額8,493万3,000円の増額につきましては、その他中学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。これも国が進めるGIGAスクール構想に基づき、児童生徒1人1台端末の整備に向けた市内中学校における高速大容量の通信ネットワーク環境の整備のため8,493万3,000円を補正したいとするもので、費用のうち1,538万3,000円が文部科学省の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金で措置されるものでございます。

以上、歳出合計で2億7,266万円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。16款2項6目教育費補助金及び16款2項8目教育費交付金は、いずれも歳出関連でございます。

21款1項1目繰越金48万4,000円の増額につきましては、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

23款1項5目教育債は、歳出関連でございます。

以上、歳入合計で2億7,266万円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第33号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。柴田議員。

○柴田議員 補正予算(第9号)についてご質疑させていただきたいと思っております。

実はこれから質疑する内容については、既に教育委員会のほうには総務文教常任委員会の場で同様の質疑をしておりますので、今回は今ご提案をされた副市長に見解をお尋ねしたいと思っております。このGIGAスクール構想、そもそもは経済産業省の景気浮揚対策という側面を持って、私は国の責任においてこの全額を負担し、各地方の教育機関に端末を整備すると考えていたところがあります。ところが、蓋を開けると、経済産業省から文科省に所管が変わって、どんどん、どんどんその財源の裏打ちが減った上で、結果的に今日ご提案をされている中身は起債が認められるからこれは提案できているのであって、これがもし起債が認められない案件だったら2億円の持ち出しを行政側に、地方の自治体側に負担させて経済対策と名のするようなGIGAスクール構想を推し進める、このようなやり方を私は許してはいけないのではないかなと非常にふんまんやる方ない気持ちなのです。そのことについて副市長のお考えについてお伺いしておきたいと思っております。

○議長 長 副市長。

○副市長 柴田議員おっしゃるとおりで、私もそう思っております。ただ、今回起債もつく、若干ではあるけれども、補助金もつくという中で、いつか判断しなければならないと思っています。本来であれば文部科学省が地方に配付していただけるのが一番好ましいとは思いますが、滝川市としても子供の教育のためにある程度判断をした中で今回提案させていただいたわけでございます。おっしゃっていることは非常に私も同感でございますので、そのあたりをご理解の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 これも実は教育委員会にお聞きした内容なのですが、これを整備することについては、今後こういった、例えば私が役所にいた時代とは全く違う時代背景を持つ社会がこれから出来上がるときに、そういった端末の機器を1人1台整備するということは、これは当然であると一方では思っております。しかしながら、これだけ大きな財源をもって整備しても、日々進化する、そういった時代において数年たったらまた大きな投資をしなければいけない。そのときには国は面倒を見ないということになったときに、私は初めてそのときに国の姿勢が問われると思っております。そういう意味で、今後整備はいいのですが、そういったものが使えなくなるときも実は起きてくるのではないかと、このように思っております。そういったときにどのような対応をお考えなのか、これは副市長ではなくても教育長でも結構ですので、お答えを願いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 ただいまのご質疑に私のほうで答えをさせていただきたいと思いますが、本当に建てつけの悪いものでございまして、文科省に対する不満は非常に持っております。しかしながら、皆さん方でご理解をいただき、不承不承ながらこれを進めなければいけない。そして、子供たちのためにやはり必要であるというふうに思っています。そして、今回のような災害、コロナウイルスの件において子供たちはそういうものがあれば授業もそういうことを通じてできるという可能性もあるわけですので、これは整備されてしかるべきだとは思いますが、機械は進歩しますので、3年、4年後には機器更新等々のことが出てくるわけで、それは十分懸念されていますので、これは去年の段階からこのことはずっと申し上げております。文科省に対しても国に対してもその意見は上げております。全国市長会でも必ずこれは問題になっておりますし、これからも大きな課題となってくるというふうに思っております。大きな声を上げて政府に対してしっかりと市町村に対して援助を行うようお願いしていきたいと思っておりますし、議員各位におかれましてもそれぞれのお立場でそのように後押しをしていただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は可決されました。

◎日程第5 議案第34号 損害賠償額の決定について

○議長 長 日程第5、議案第34号 損害賠償額の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 議案第34号 損害賠償額の決定についてご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を経る必要があることから、提案するものです。

昨年11月、第4回市議会臨時会において報告させていただいた令和元年9月13日発生の交通事故に伴う相手方医療費等となります。損害賠償額は81万9,395円で、相手方の治療が終了したことに伴う医療費等であり、この賠償額につきましては全額が市の加入する公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済で補填される予定となっております。

改めまして、このたびの事故に伴い相手方に多大なご迷惑をおかけし、心からおわび申し上げますとともに、市民の皆様にも深くおわび申し上げます。交通事故につきましては、より一層注意を促し、安全運転の徹底に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は可決されました。

◎日程第6 議案第35号 滝川市新型コロナウイルス感染症等対策特別委員会の設置に

ついて

選任第 1 号 滝川市新型コロナウイルス感染症等対策特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議長 日程第 6、議案第 35 号 滝川市新型コロナウイルス感染症等対策特別委員会の設置について、選任第 1 号 滝川市新型コロナウイルス感染症等対策特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを一括議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の提案に関わるものでございますので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決したいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号及び選任第 1 号の 2 件はいずれも可決されました。

◎日程第 7 報告第 1 号 監査報告について

報告第 2 号 例月現金出納検査報告について

○議長 長 日程第 7、報告第 1 号 監査報告について、報告第 2 号 例月現金出納検査報告についての 2 件を一括議題といたします。説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第 1 号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を行いましたので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は、滝川市立病院、滝川市立高等看護学院、建設部、選挙管理委員会事務局、総務部を対象に実施いたしました。

監査の範囲は、平成 30 年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、それぞれ記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果であります。滝川市立病院事務部事務課では、委託契約において予定価格調書に記載の予定価格を超える金額で契約しているものが 2 件ありましたので、指摘事項として対処いたしました。本件に関しては、年度末で新年度に向けた契約事務が煩雑になる中、事務処理の執行が漫然と行われたことが要因の一つと思われます。この指摘事項に対する市長からの措置状況通知では、適正な事務処理が行われるよう、契約事務前にコンピュータを利用し、予算額、予定価格を設定し、見積額を入力することで正しい判定を自動的に行えるよう改善措置を講じたとの報告を受けたところあります。今後同様の誤りを防ぐために、組織として意識改革を図るとともに、講じられた改善策を確実に実施し、チェック方法、体制の強化を図り、適正かつ確実な事務の執行に努めていた

だきたいと思います。なお、その他の事項についてはおおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に注意が必要と思われる事項といたしまして、建設部では車検整備料が10万円以上の車検整備において請書を徴収していないものが見られたこと、総務部では発注書による契約において支出金額の確定後に支出負担承認の行われていないものや物品購入契約で規格と仕様書の添付のないものがあったことなど、これらについては適切な事務処理をされるよう講評において指導いたしました。また、軽易な事項につきましては、監査の過程においてその都度直接担当職員に是正または適正な処理方を指導、助言しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第1号、監査報告を終わります。

続きまして、報告第2号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、令和元年10月分から令和元年12月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、下水道事業会計、病院事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、各会計、各基金及び歳入歳出外会計とも計数上の誤りは認められませんでした。一部に注意が必要と思われる事項といたしまして、長期研修のためウイークリーマンション滞在中に別の用務地へ出張した際の旅費に過払いがありましたので、適切な事務処理をされるよう講評において指導いたしました。また、軽易な事項については、検査の過程においてその都度直接担当職員に是正または適正な処理方を指導、助言しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第2号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号及び報告第2号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第8 意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する要望意見書

意見書案第2号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める要望意見書

○議 長 日程第8、意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する要望意見書、意見書案第2号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める要望意見書の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。田村議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案2件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣であります。

意見書案第2号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本件につきましては、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思えます。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本件をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び意見書案第2号の2件は、いずれも可決されました。

◎日程第9 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議 長 日程第9、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第1回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

○議 長 ここで派遣職員の紹介がございます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時12分

再開 午後 4時14分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎市長挨拶

○議長 以上をもちまして予定されました日程は全て終了いたしました。市長から発言の申し出がございませんので、これを許したいと思います。市長。

○市長 それでは、議長からお許しをいただきまして、令和2年滝川市議会第1回定例会閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本定例会におきましては、今般の新型コロナウイルスのために変則的な議会となったわけでございます。初日が3月3日、そして本日2日目の議論というふうになったわけでございますが、議員各位におかれましては上程いたしました予算案等々の議案に対しまして真摯にご意見を、そしてまた議論をいただき、ただいまいずれも可としてご認定いただきましたことに改めて感謝とお礼を申し上げます。大変厳しい財政状況の中、令和2年度、第2期の財政健全化計画並びに滝川市立病院の経営健全化をさらに進めるべく努力してまいり所存でございますので、これまで以上のお力添えを心からお願い申し上げたいと思います。

また、今般の新型コロナウイルス対策に関しましても非常に厳しい状況でございます。経済的にも、そして精神的にも厳しい中でございますが、この感染拡大を防ぎ、多くの経済被害を抑える、そのような努力をこれからもしてまいり所存でございます。特別委員会を設置していただきましたので、適宜適切な時期に委員会開催等をお願い申し上げながら、常時情報交換を密にしながらその対策を進めてまいりたいと思う所存でございますので、何とぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上を申し上げ、本定例会におきますお礼のご挨拶とします。大変ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長 本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和2年第1回滝川市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時15分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員